

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会 報

# 地域と農業

第 113 号  
Apr. 2019*Spring*

- 特集 I 平成30年度 農業総合研修会**  
「准組合員問題の対応方向について  
－北海道の実情に即して、准組合員問題を考える－」
- 特集 II 力強い北海道農業の構築に向けて 第9回**  
「食料の安定供給や食料自給率の向上のために」



**Meat  
Packer  
Incorporation**

安全・安心な食肉を  
真心こめて  
全道5工場から  
全国の皆様へ  
お届けします。



**株式会社 北海道畜産公社**

代表取締役社長 岡本 安司

本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 共済ビル3階  
TEL (011) 242-4129 FAX (011) 242-2929

想う  
創る  
 伝える

藻岩山の麓の印刷会社

**オフセット印刷・オンデマンド印刷・大型プリント／製本／編集・企画デザイン**

TSUJI  
KOHANSHA  
CO.,LTD

**株式会社辻孔版社**

〒064-0927 札幌市中央区南27条西11丁目1-8

TEL(011)561-5252 FAX(011)561-6708

E-mail/tuji-kohan@mountain.ocn.ne.jp

<http://www.tsuji-kohansha.com/>

# 地域と農業 Vol.113



表紙：「天都山(網走市)の桜と  
知床連山」

写真提供：網走市 小西正敏

## 目 次

- 2 地域農研NOW 新年度を迎えて  
～理事会での事業計画検討と総会予定など～**
- 5 所長の直言 「種子法」廃止と漂う種子は“公”的ものとの思い  
－相次ぐ条例制定の動きは、異議申し立てか？－**  
一般社団法人 北海道地域農業研究所 副理事長・所長 飯澤理一郎
- 10 特集 I 平成30年度 農業総合研修会  
「准組合員問題の対応方向について  
－北海道の実情に即して、准組合員問題を考える－」**  
北海学園大学 経済学部 教授 宮入 隆
- 36 特集 II 力強い北海道農業の構築に向けて 第9回  
「食料の安定供給や食料自給率の向上のために」**  
作家 森 久美子
- 45 レポート 「道内の酪農・畜産経営を支援する北海道酪農畜産協会」**  
一般社団法人 北海道酪農畜産協会 事務局長 鎌田 哲郎
- 50 シリーズ いきいき農業高校 第4回  
北海道大野農業高等学校**
- 56 Essay 「台所」**  
栗山 文月
- 61 連載 わがマチ自慢 No.21 網走市**  
一般社団法人 北海道地域農業研究所 特別研究員 三津橋真一
- 68 掲示板・お知らせ・編集後記・DATA FILE**

# 新年度を迎えて

## ～理事会での事業計画検討と総会予定など～

### ■第三回理事会を開催

(一月一五日)

新規会員の加入、平成三〇年度事業の進度状況と調査研究事業の実施状況の報告をおこないました。



2019.1.15 理事会

### ■平成三〇年度農業総合研修会を開催

(一月四日)

今年度は、事業計画に基づく地方開催として、旭川市のトヨーホテル旭川にて留萌・上川地区JA役員研修会との併催にて開催しました。「准組合員問題の対応方向について」の演題で、北海学園大学経済学部教授宮入隆氏に講演していただきました。講演の内容は今号の「特集」に掲載しています。

### ■農研機構生研支援センター委託事業に係る体系別検討会

（一月一六日・一七日）

ホクレン・十勝農試とコンソーシアムで契約している研究事業の、平成三〇年度調査結果の報告をおこないました。

### ■自主研究「六次産業化・農商工連携の展開と農畜産物・食料市場のニユーウェーブ」研究班会議の開催

（一月七日・三月二一日）

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

## ■北農五連委託事業に係る現地調査

(二月八日)

今年度受託した課題について研究者と同行して現地調査をおこないました。

## ■北農五連委託事業研究班会議

(一月一九日・二二日)

今年度受託した課題について、研究者が同席して打合せをおこないました。

## ■(公社)北海道豆類価格安定基金協会委託事業に係る研究班会議

(一月二一日)

今年度受託した課題について、研究者が同席して打合せをおこないました。

## ■北海道農業公社委託事業報告会を開催

(三月一日)

農業公社から受託した課題について、研究者が同席して報告会を開催しました。

## ■北農五連委託事業報告会を開催

(三月五日・一一日)

北農五連から受託した課題について、研究者が同席して報告会を開催しました。

## ■平成二〇年度参与会を開催

(三月一一日)

平成二〇年度の参与会を開催いたしました。「出席の参与の皆様から、貴重な」意見を多數頂きましたが、今後の事業推進に反映させよう取り組んでまいります。



▲2019.3.5 北農5連委託事業委託事業報告会

▼2019.3.11



2019.3.6 北海道豆類価格安定基金協会委託事業報告会

## ■自主研究「消費者交流事業の展開とその効果」研究班会議の開催

(三月二二日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。



2019.3.11 参与会

## ■ホクレン委託事業報告会の開催

(三月一四日)

ホクレンから受託した課題について、研究者が同席して報告会を開催しました。

## ■農研機構生研支援センター委託事業に係る研究推進会議

(三月一八日)

ホクレン・十勝農試とコンソーシアムで契約している研究事業について、研究機関、協力機関等の同席のもと成績検討会をおこないました。

## ■北海道農産物協会委託事業報告会を開催 (三月二二日)

農産物協会から受託した課題について、研究者が同席して報告会を開催しました。

## 【今後の予定】

■第一九回(令和元年度)通常総会及び総会時特別講演会の開催 (五月一九日)

特別講演会は、講師に相浦宣徳氏(北海商科大学商学部教授)をお招きし、物流問題に関する講演を予定しています。

## ■自主研究「准組合員問題に関する調査研究」に係るJA北海道中央会との情報共有会議の開催

(三月一〇日)

新規会員の加入、平成二〇年度事業・調査研究事業の実施報告と、平成三一年度事業計画案の審議などをおこないました。

## ■第4回理事会を開催

(三月一〇日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。  
研究者が同席して、研究班会議を開催しました。  
研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

## 所長の直言

# 「種子法」廃止と漂う種子は“公”的ものとの思い —相次ぐ条例制定の動きは、異議申し立てか?—

一般社団法人 北海道地域農業研究所

所長 飯澤理一郎

種子法、主要農作物種子法がこの世から消えたのは、二年前、一〇一七年四月のことであった。国会で審議に費やされたのはたった十一時間。極めて短時間で、

### 復活法案の提出と

### 代替条例の制定へ

一九五一年以来、優に半世紀以上にも渡つて機能してきた法律が廃止されたのである。果たして審議は十分だったのだろうか。

種子生産の“自由化・民営化”は良いけれど、その基準もはつきりせず、独占化・

国外流出の恐れなどがあったのではないか。また、それを補完するはずの予算が曖昧では、種子改良どころの騒ぎではない。改良どころか、これまでの成果

道府県の取組みが後退しないように財政措置を講じ」と。更に「特定の業者による独占」を防止せよ、「国外流出の防止」や「価格の適正化」を図れとも言つ。とても十分だったと言えそうにもない。

(改良種子など)を保全する」ともままならない。こうした不安が尽きないからこそ附帯決議が必要とされた、と言えよう。まさに審議が“極めて不十分”あるいは“審議らしい審議”がされなかつたことを物語るものではないだろうか。これではたまたものではない。

いかにも高級技術らしく見える「遺伝子組み換え」「ゲノム編集」と言いつても、元々の“タネ”がなくては話にもなりない。今更、かの有名なパスツールを持ち出すまでもなく、“タネのない”ところには何も生まれない”のである。科学が如何に進歩したとは言え、また“超”一流の生物学者・科学者と言えども、“超”単純な生物らしきものすら作り出したことはない。タネの保全・継承が如何ほど大事な事か、語るまでもあるまい。

こうした心配・不安があつてか、可決後一年が経ち、いよいよ廃止が現実のも

のとなつた一〇一八年の初春以降、希望の党や立憲民主党などの六党による「種子法復活案」提出の動きが本格化し、議員立法として国会に提出された。しかし、同年六月七日の衆議院農林水産委員会にかけられたものの、採決には至らず継続審議とされた。今でも種子法復活を求める意向は強く、「日本の種子を守る会」を中心に署名運動などが繰り広げられてゐるのである。

こうした動きと連動する都道府県条例

を求める動きも、この間ねばり強く展開されてきた。都道府県条例はこの間、兵庫県を先頭に埼玉県、富山県、山形県、新潟県、北海道、岐阜県、福井県、宮崎県で次々に制定され、長野県、栃木県でも準備・検討が進められている。また

「日本農業新聞」の調査では秋田・岩手・宮城・群馬・千葉・神奈川・愛知・滋賀・島根・福岡の各県でも、条例制定などへ

向けての意見書が市町村から寄せられてゐると言う。都令一〇、半数近くの都道府県で何らかの動きがあつたのである。それらはいすれも農業“大県”、中でも米麦・大豆生産の生産“大県”なのであり、それだけに種子法廃止は一大事、“問題多きなこと”だつたと言えるのであるまいか。

## 何を決め、どんな寄与? —種子法—

これだけの広範な動きになつたのは何故であろうか。答えを出す為にも、そもそも種子法とはどんな法律で、なぜ制定され、また廃止されたのかを考えなければならぬ。

先に触れたように種子法が出来たのは一九五一(昭和二七)年。一九五一年と言えば、周知のようにサンフランシスコ

講和条約が結ばれ我が国が主権を回復した翌年である。終戦後七年を経ていたとは言え農業生産は回復の“道半ば”。中でも生産資材の“質”と“量”は劣悪で、しかも不足し勝ちであった。特に、主食となる米麦、それに日本の良質化・増産は緊急を要する課題であった。種子法はこうした課題に応えて制定されたものであつたと言える。

それはたった八条、A4版一枚にも遠く及ばないもので、簡潔に言えば都道府県（国）が責任を持って米麦・大豆の種子改良を行い、そして供給すると云つものであった。もちろんその分野（米麦・大豆）への民間参入は不可で、それが解禁されたのは“規制緩和・民間活力の活用”や“前川レポート”などが喧しく騒がれた一九八六年になつてからである。以降、民間企業の参入が進み、種子生産・

供給を行つているが、全てハイブリット種子。周知のように、それでは自家採種は出来ず、毎年購入するしかない。また、価格も一般に当たり四〇〇円前後のところ、最も安価なものでも八六〇円超と倍以上もし、四千円前後のものも多いとされる。普通程度の収穫量（五六〇～七〇kg程度）を得る為には一〇畳あたり三kgの種子（四〇〇円で種子代は一一〇〇円）が必要とされるから、種子代は八六〇円でも一五〇〇円（一倍強）程度、四千円では一万一千円（一〇倍）もかかることになる。それを米代だけで取り戻そうとすると、他の点が代わらなければ前者で一六〇円、後者で一二〇〇円強ほど米価は高くなればならない。前者ならまだしも、後者程のプラスα米価は可能であろうか。特殊・限定的用途などを除き、一般的には大いに疑問の残るところである。

種子法は、疑いもなく我が国の“基礎的”食料「米麦や大豆」の価格的・量的な安定供給に絶大な威力を發揮してきたと評せるのである。そして、であるが故にそれは“危機的水準”などと揶揄されつつも、何とか自給率を三八%に止めている絶大な“縁の下の力持ち”だったよう気がしてならない。ここに税金が投じられていたとしても何の疑念・疑問もわからぬし不思議もない、と思つのはわれわれだけであろうか。

## 突然だつた種子法廃止の提案 — 規制改革推進会議

それに同意できなかつたのか、規制改革推進会議は突如一〇一六年、種子法の廃止を打ち出した。それは、「総合的なTPP関連政策大綱」の施策の具体化を議論した未来投資会議との合同会合の場

であった。そこで“生産資材価格形成の見直し”や“生産者優位の流通・加工構造の確立”が提示され、種子・種苗については“国家戦略・知財戦略”とされたのである。“知財戦略”との言い方も大いに気になるが、それ以上に問題なのは続いて「民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築」し、「地方公共団体を中心で、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」としたことである。

ところで民間は“公”を明らかに上回る活力を發揮するであろうか。もちろん、それは国民に役立つものでなければなりません。“国民は苦しめど民だけは儲かる”ではたまたものではない。われわれの浅はかな経験ではとても首肯できません。どうも、逆なような気がしてならない。バブルをもたらし、後に“失われた〇〇年”をもたらしたのは、まさに“民”だったのではないだらうか。

また、古いが一九七〇年代のオイルショック時、“千載一遇のチャンス”などと言つたのは“民”ではなかつたのか。また、“民の効率・先駆性・公の非効率性”との議論も一九八〇年代初頭の三公社の民営化が提起された「土光臨調」時代のものであろう。以来四〇年程が過ぎ去り、「格差拡大」「非正規労働者の激増」などが問題化し、また、アメリカ大統領選挙ではトランプの初選とともに“バーーー・サンダース”的戦、欧洲ではポピュリズムが旋風を巻き起すなど、時代は徐々にではあれ確実に変化してきていく。にもかかわらず“四〇数年”前のことを持ち出すと書いつのでは余りにも古色蒼然としていまいか。

関連して米の種子価格が“公”で当たり四〇〇円前後なのに對して、“民”では安いものでも八六〇円余、中には四

千円も超えるのはなぜだらうか。書つまでもあるまい。“民”では「開発経費」（その“利子”分も含む）はもちろん、そこから「利益」をも回収しなければならないからである。開発種子がハイブリットのみと言つのもこの点と関連しているように思えて仕方ない。思えば、アメリカ発の遺伝子組み換え作物も自家採種は認められず、毎年の種子購入義務が付いているのも同根と言えよう。

## 疑念尽きない “民間開放”

種子法廃止法案成立後、僅か一ヶ月後の七月、「農業競争力強化支援法」が成立した。その第八条四項に書いつ。「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県

が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」と。これを読む限り、『公』の入る余地はなく、せいぜいこれまでの知見を提供する限りなものである。しかも、民間業者＝民間企業であれば、『分け隔てなく』無条件に、また『無償』でなのであろうか。厳しい条件を付けてとか、それなりの対価をとつてなどと聞かないから、そうかも知れない。

ところで、付帯決議に「国外流出の防止」があったから、民間業者は『国内』業者に限り、外国企業は排除されなければならない。今、一種話題のカルロス・ゴーン氏が率いていた日産自動車は、果たして『国内企業』なのか、あるいは『外国企業』なのであろうか。もし、同様の企業が開示を請求して来た時、どうするのであろうか。また、今日、正真正銘『国内』企業だったとしても、これ程

の国際化の中で明日どうなるか分からない。これでは、『国家戦略・知財戦略』も聞いて呆れるしかない。また、改正種苗法に言つ「育成者権」や知的財産権などもあったものではない。

それを防ぐためには、『一代限り』の種子でなければならぬ。一代限りと言えば、『遺伝子組み換え』や『ゲノム編集』に行き着く。もちろん、それは農民的な育苗＝自家増殖の否定である。その先に浮かぶのは、『遺伝子組み換え』『ゲノム編集』作物のみがポツラポツラと咲く、『種子ビジネスが爆発的拡大』したゆがんだ日本、かも知れない。九八%のDNAは未だ未解明、とされる中で、『遺伝子組み換え』、『ゲノム編集』などと言われても俄に一〇〇%の信頼を置くことはできない。また、植物は自己増殖する－北海道での「野生大麻」問題を持ち出すこともなくー』ことを思えば尚更である（仲野徹）

『エピジェネティクス』岩波新書、一〇一四、小林武彦『DNAの九八%は謎』ブルーバックス、一〇一七、青野由利『ゲノム編集の光と闇』ちくま新書、二〇一九、などを参照）

そんな日本の姿をみたいとは、断じて思わない。相次ぐ条例制定などの動きの中に、種子＝『公』＝国民共有のものとする思想があるような気がしてならないのである。



(留萌・上川地区JA役員研修会と併催)

# 平成30年度 農業総合研修会

日時 … 平成31年2月4日

場所 … 旭川市 トーヨーホテル旭川

## 挨拶

一般社団法人 北海道地域農業研究所

副理事長・所長 飯澤理一郎

北海道地域農業研究所で所長を務めております飯澤と申します。

さて、本日の講師には、北海学園大学の宮入先生をお迎えいたしました。宮入先生は北大で学位を取得された後、秋田県立大学、そして北海学園大学と歴任されております。学位論文は、富良野・名寄などを対象にした野菜産地の共販組織再編という

ご出席の皆様には、常日頃、当研究所の運営・調査研究事業等にご協力、ご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。



テーマと記憶しております。宮入先生が野菜産地の再編論を書かれた当時は、流通再編と合わせた産地の市場対応の多様化や、産地内部の担い手の変化に合わせた組織変化が現れており、大変示唆に富るものであったと感じております。北海道に戻られましてからは、農業労働力にかかる外国人技能実習生の問題、そして農協准組合員の問題等にも取り組まれ、JAグループ北海道の各種フォーラムあるいは研修会等、様々な場での示唆・提言に精力的にご活躍されております。

また、直近では、当研究所の学術叢書として出版いただいた『北海道から農協改革を問う』という書籍が、平成三〇年度JA全中研究賞を受賞する実績もあげられています。本日は『准組合員問題の対応方向について』と題してご講演いただきます。准組合員の事業利用については、そのあり方が調査検討されており、検討期限も迫りつつあるなか、これまでの状況や動向とともに、協同組合としての対応のあり方、あるいは目指すべき方向等について、貴重なご提言をいただけるものと期待しております。本日の研修会が皆様にとりまして有益で穩りあるものになることを期待しましてご挨拶といたします。



# 講 演

## 准組合員問題の対応方向について

— 北海道の実情に即して、准組合員問題を考える —

北海学園大学 経済学部 教授 宮 入

隆

### 1. はじめに

北海学園大学の宮入です。お集まりの農協の皆様方には、調査等のご協力においても、また、学生の就職先としてもお世話になつておりますが、引き続きどうぞよろしくお願いします。

私はもともと長野県出身といふこともあり、青果物の流通に興味があつたことから、農業市場学という分野で、野菜産地形成や農協共販の問題を中心に研究してきました。先ほゞ飯澤先生にご紹介いただいた学位論文に際しては、富良野をはじめ道

北青果連等、上川管内各地で多くの方々のご協力をいただきながらまとめさせていただきました。最近は、産地形成にかかる

研究には直接携わっていないのですが、六年ほど前に秋田から戻った際に、北海道においても労働力不足がかなり進んでいることに驚きました。労働力問題をやらないと産地も維持できない、規模拡大にも対応できないのではないかと考え、現在は、その方面の研究にも取り組んでいます。

さうに、今日お話しする准組合員問題も重要な課題と思つてます。私もこれまで、農協の販売事業、専農指導事業等については各地を訪問し勉強してきましたが、准組合員問題は、必

## 宮 入 隆（みやいり たかし）氏



**<略歴>**

2005年 北海道大学大学院農学研究科博士後期課程修了  
博士（農学）  
2008年 秋田県立大学生物資源科学部 助教  
2013年 北海学園大学経済学部准教授  
2016年 同 教授  
※日本農業経済学会、日本農業市場学会、日本フードシステム学会、日本流通学会などに所属している。

**<著書>**

- ・『北海道から農協改革を問う』（共著）筑波書房 2017年
- ・『北海道北部の地域社会－分析と提言』（共著）筑波書房 2008年
- ・『北海道農業担い手育成の最前線 热意と知恵が育てる新農業人』（共著）  
北海道協同組合通信社 2010年
- ・『はじめよう！科学技術コミュニケーション』（共著）ナカニシヤ書店 2007年

ずしも長く見てきたテーマというわけではありませんが、改めて捉えなおすべき問題と考えています。

本日のテーマでは『准組合員問題』としましたが、皆さんの中には違和感を覚えられる方もいらっしゃるかと思います。「北海道において、准組合員が問題になったことがはたしてあるのか？」「それは本州の問題ではないのか？」と思われている方が多いのではないかと思う。

また、農業にかかわる事業を中心につけてきたのが北海道の農協であり、准組合員は、員外利用のルールを眞面目に遵守したため、結果的に増えてしまつただけであり、それなのに利用規制はどうこうことだと感じています。

今日、皆さんとの話題で共有したいのは、そういうこととも含めて、現在どのように准組合員の対策、あるいは問題について語られているのか。そして、北海道としては「本州に合わせる」ということではなく、北海道としての准組合員対策を考えいかねばならないのではないか、とこうこと等についてお話をさせていただければと考えています。

本日の報告の構成ですが、はじめに准組合員についてどういふことを考えなければならぬかを皆さんと認識共有させていただきます。次に、准組合員制度そのものの成り立ちを改めて

確認せさせていただきます。その上で、北海道の准組合員の実態について、地域の置かれた状況、たとえば都市部と純農村部での傾向や、どんな人が准組合員なのか、なぜ増加してきたのか等について、私の調査から見えてきたことをお話しさります。

最後に、これから准組合員対策をどのように進めていくべきかをまとめとしてお話をさせていただきます。皆さんから「いつこつ点も大事ではないか」等、忌憚のない意見をいただければと尋ねてますので、よろしくお願ひします。

### (1) 皆さんと考へたいこと（問題提起）

准組合員制度は、農協改革で焦点となりましたが、今日皆さんと考へてみたいことは、「准組合員制度は制度的に特殊なものなのか？」といった点です。確かに同じ協同組合でも生協には准組合員制度はありません。では、「農協だけの特殊性なのか？」といったのも含めて、准組合員制度とは何なのかを確認させていただければと思います。歴史的に遡つてみると、確かに特殊性もあり、その特殊性はいつこつ意味を持つているのかどういったことも考へていきたいと思います。

JA北海道大会のビジョンでは「北海道五五〇万人と共に創る」として、「サポーター」という考え方も打ち出しています。この点との関わりのなかで、准組合員をどう捉え直していくべきかについてもお話をさせたいただきます。

准組合員制度は、農協改革で焦点となりましたが、今日皆さんと考へてみたいことは、「准組合員制度は制度的に特殊なものなのか？」といった点です。確かに同じ協同組合でも生協には准組合員制度はありません。では、「農協だけの特殊性なのか？」といったのも含めて、准組合員制度とは何なのかを確認させていただければと思います。歴史的に遡つてみると、確かに特殊性もあり、その特殊性はいつこつ意味を持つているのかどういったことも考へていきたいと思います。

— 104 — て考へていただきたい点は、「准組合員の実態が

## (2) 農協組織への改革圧力

得増大に最大限配慮する」といつ經營目的の明確化の名のもと、多様な役割を持ち、果たしてきた農協の存在意義が矮小化されてしまいました。

少し前後してしまいましたが、そもそも准組合員がどうこう」とから問題として取り上げられるようになったかといえば、規制改革推進会議の提言からです。准組合員利用規制には至らなかつたものの、最終的に農協法は改正されました。先ほど佐藤会長の挨拶のなかでも、農協法改正は「本当に良かったのか?」、「適應しやすい環境になつたのか?」、「農協は、農業者の生産と生活の両方を支えてきたのではないのか」との指摘がありましたが、まさにその通りだとと思うのですが、財界、もしくはアメリカから強い要望に与した考え方で、私たちからすればかなり無茶なことが行されました。「農業の所

### 農協組織への改革圧力

2014年 規制改革推進会議  
「農業改革に関する意見」  
2015年 改正農協法成立（2016年施行）

- 経営目的の明確化  
(「農業所得の増大に最大限配慮する」)  
⇒ 多様な役割のもった農協の存在意義の矮小化
- 利用強制の禁止規定(⇒独禁法適応除外)
- 責任ある経営体制(理事の過半数を認定農業者等へ)
- 地域農協・全農の株式会社化可能/中央会連合会化
- 監査機能の外し出し
- 信用事業のあり方検討(2019年4月期限)
- 准組合員への事業利用規制検討(2021年3月期限)

「職能組合である」というのは、北海道でいえば当たり前のことです。でもその部分だけだったかというと、そうではありません。「職能組合」としての営農の部分を中心に私たち北海道の農協研究者側は見てきたわけですが、本当はもっと農協の多様な役割の部分についても早くから発信すべきだったと思っています。そういう反省も含めて、先ほど「紹介いただきました本では、「准組合員問題をしっかりと取り上げなくてはいけない」といつことで、実態も含めて私の方で執筆させていただいたわけです。

※ 小林国之編著『北海道から農協改革を問う』  
(宮入は「第四章 北海道における准組合員の実態」を執筆担当)



ません。信用事業のあり方検討が今年、そして准組合員利用規制検討期限が再来年です。一年後の三月期限で一定程度検討されて結論が出されるということになっています。このときに北海道として何を言わなければならないのかをしっかりと見据えて、様々な対応、もしくは意思統一が必要になつてているというのが現状であると考えています。

### (3) 第二十九回JA北海道大会ビジョン

第二十九回JA北海道大会では、パネルディスカッションのコーディネーターもさせていただきました。政府主導の農協改革が、総合農協、そして協同組合としての農協の否定とも取れる動きにあるなか、北海道としては、前回大会で「五五〇万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある農村』」という、これまでと違った画期的と思われる決議を打ち出しました。その後、今回の大会に至るまでに、それぞれこの目標に向かった様々な先進的な取り組み内容を「実践フォーラム」を通して確認してきました。私も参加しましたが、一〇一七年度の実践フォーラムでは、上川管内の東川町農協の事例も報告されました。今大会においても前回大会の決議事項を継承し、「農業所得増大」、

「担い手確保・育成」の加速化と、「サポート一づくり」の活動拡大に取り組むことを決議しました。そして協同組合の原点をあらためて見つめ直し、「次代につなげる協同組合の価値と実践」を継続的に討議する」ことを新たに加えています。

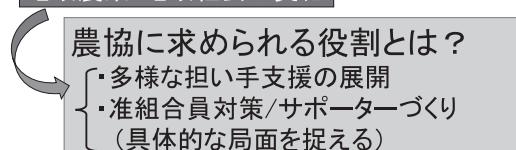
### (4) 新たな協同組合の価値創造

「新たな協同組合の価値創造」というのは非常に抽象的な表現ですが、今日のテーマ

の前提として少し整理してみました。今日、地域農業、そして地域社会にしても大きく変化していると多くの農協職員、役員理事の方々も感じられていると思います。そういう中で、農業の形自体も変わってきていますが、今まで担つてきた人達から世代交代していく

#### 新たな協同組合の価値創造

##### 地域農業/地域社会の変化



「職能組合論vs地域協同組合論」の二項対立、「制度としての農協」の先にある北海道農協の姿は?

総合事業や准組合員制度の活かし方  
⇒時代に即して捉え直す=新たな価値創造

ば、また色々な形へと変わっています。そういう変化に応じて、農協に求められる役割も、多様な担い手支援の展開など、労働力問題も含め複合的に考えなくてはいけない。たとえば、スマート農業」についてもそうです。そして、政策的な課題にもついている准組合員対策やセンター創り、「これらももう少し具体的な側面から明示していかなければならぬ」と思っています。

農協のあり方について、これまで研究者の間では、「職能組合」か「地域協同組合」なのかと議論されてきましたが、私はそのどちらかではなく、北海道の農協の現実から見れば両方を兼ね備えたものと思っており、その上で新たな協同組合の価値創造が求められています。では「今までの農協と違つた価値創造」とはどうあるべきかですが、私は何か新しいことか、ガラッと組織の形を変えるとかではなく、「これまでやつてきた総合事業を、自信を持ってしっかりとできるよう意義を確認し直すとか、また准組合員制度の活かし方をもう一度考え直すなど、時代に即して農協に求められる役割・使命というものを捉え直す」とが、新たな価値創造につながるのではないかと思っています。

## 2. 准組合員制度とは？

### — 制度の成り立ちと農協改革から考える —

#### (1) 農協の「系譜」と「断絶」

まず、准組合員制度について、歴史的な制度の成り立ちを確認し、今日の農協改革において准組合員制度をめぐり何が言われているのか、准組合員問題としてどのように指摘されているか示したいと思います。

農業協同組合は、農業者が中心になり組織された組合であり、本来的には、職能組合であることは間違いないわけです。現在の農協法は一九四七年、昭和二年に制定されました。農地改革によつ

農協は「職能組合」、だけど・・・

#### ■農協法の制定（1947年）

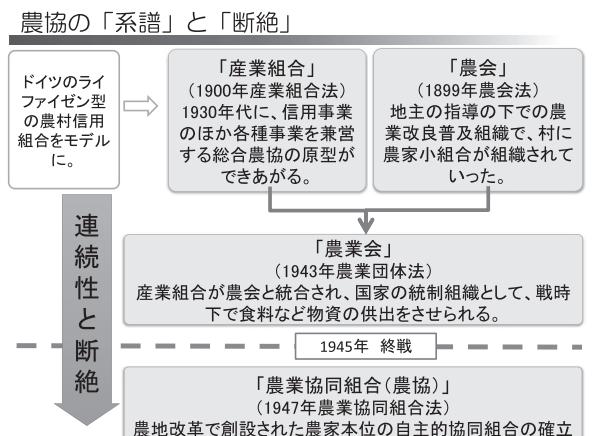
- GHQ占領下でつくられた  
(農地改革ともリンク  
=小農保護・農村民主化・反共)
- ⇒アメリカの販売農協をモデル
- ⇒「農協=農業者の協同組織」



本来は職能組合



しかし、当初から  
「准組合員制度」が  
存在した！

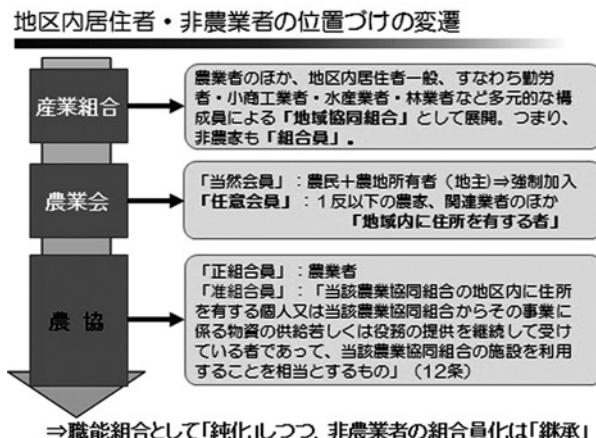


HQの占領下の中で、この制度はできたのです。アメリカの販売農協がモデルであつたとも言われており、当然、職能組合としての側面が強く求められていましたはずですが、准組合員制度は、農協法ができたときから存在しています。別にHQから押し付けられたものではなく、日本側が「日本の農村の現状では、農協には准組合員制度が必要だ」との強い働きかけで作られたわけです。

「農協の系譜」と合  
わせ、准組合員といつ  
ことに限定しながら口  
本の農協の成り立ちに  
ついて見てみます。ま  
ず「産業組合」ができ  
一九三〇年代になつて  
信用事業のほか、各種  
事業を兼営する総合農  
協の原型ができあがり  
ました。そもそもの干  
デルになつたのがドイ

統合されますが、終戦時に一日断絶を経ます。一九四七年の農協法制定後、旧来の施設や組織の担い手たゞは運なつた中で現在の農協へとなるわけです。

ツの「ハイファンゼン型」で、日本が産業革命を果たして資本主義化していく中で協同組合というものが初めて日本の中にできたわけです。もちろん江戸時代から「報徳社」とか様々な取り組みはありましたが、近代化の中で初めて協同組合というものができたのが、この一九〇〇年の「産業組合法」以後となります。もう一方に、當農指導的な改良普及組織としての「農会」が組織されました。これらは、数十年後の戦時体制の中で、國家の統制組織として食料物資の供出の役割を担う「農業会」に



かを整理しているのが別掲の通りとなります。

産業組合時代では、「地域協同組合」として展開され、農家・非農家と分けることなく、構成員全てが組合員として位置づけられていきました。

そのため、地域によっては、村に病院がなければ病院を作るというような様々な取り組みが日本全国で見られ、どんどん総合事業化していくたわけです。生産に関連する事業だけではなく、必要に応じて販売組合、そしてホクレンのような経済事業を行なう連合会の前身組織もできるなど、様々な展開が見られてきたわけです。

戦時統制経済の「農業会」時代では、食料の供出を強制する必要があったため、農民プラス農地所有者、地主の人たちは強制加入である「当然会員」とされました。それ以外の地域に住んでいる非農家の人たちも任意で参画できる「任意会員」でありました。現在の農協では、正組合員になれるのは農業者だけですが、地域に住んでいてその事業を使うのが妥当な人については、全て准組合員になれるという位置づけになっているわけです。

このように、これまでの長い歴史を見ても、前身組織である産業組合、農業会、そして農協という職能組合へと純化し

つつも、非農業者の組合員化は継承してきたわけです。「この」ことをGTOにも納得させて日本の農協組織は総合農協というのができたわけです。これまで農業者だけの職能組合として純化したこととは、日本の農協には一切なかったわけです。もともと非農家の人も含めた組合として存在してきたのです。

## (2) なぜ「員外」ではなく、「准組合員」か？

本来、職能組合として純化するのであれば「員外利用」の制度を設ければ、別に准組合員という制度を作らなくてもよかつたはずです。

何故、員外と准組合員をわざわざ分けたのかには、色々な理由があります。一つにはやはり農村民主化という問題があったわけです。農業を専門者、自作農の人を中心とし、またその人たちが小作に転落することがないよう小農のための職能組合として一元化する必要性が、農協制度の本質として非常に重要なポイントであったわけです。農地改革による戦後の自作農体制をしっかりと維持していくためにも農協は非常に重要だったわけです。しかし農民、自作農に限定することの問題点は、やはり資金面や経営の維持が難しかったことです。出資金や資金支払



等、事業の存立基盤が脆弱化してしまつので、単に利用者として出資を求めるのではなく、准組合員という立場で出資を募ることが大事であったのです。

ただし、組合員という立場となるので、現在議論になつてゐる共益権の問題があります。共益権といふのは、単に利用するという自己利益権だけではなく、運営参画、農協の意思決定、經營に准組合員を関わらせるかどうかといふところですが、この点についてはしっかりと「NO」としたわけです。資金面とか、経営の部分においては准組合員として出資しても「いいが、あくまでも農業者が意思決定して運営するのが農協であるので、共益権は『ええない』ことにしたわけです。

### (3) ハイブリットとしての「日本型農協」

このように様々な理由もしくは田的があつて、准組合員制度といつものも単純に昔の引継ぎでできたというわけではなく、充分に考えられ、G.I.Qを納得させて制度化されたと言えるわけです。結果として、現在言われるような日本型農協といつものが出来上がったということあります。

日本型農協の特徴は、「総合農協としての事業の総合性」「組

織の区域性、網羅主義」という要素があります。農家であれば組合員になれ、全国津々浦々、東京でも札幌でもどこでも農協があり、行政区画と一致しながりあるところだと。むりには「機能としての行政補完」。これが日本型農協の特徴といえますか、「正組合員、准組合員と多元的な構成」を取っているところも、一つの特殊性であると思います。ただ、この点については今まで充分に語られてこなかったがゆえに、大きな問題になつてゐるとも言えます。

#### (4) 規制改革推進会議は何を主張したのか？

では、これまで問題としていなかつた准組合員制度に対し、規制改革推進会議が農協改革で、何故問題にしたのか、何を主張しているかについてです。一〇一四年五月に「准組合員の事業利用は正組合員の事業利用の二分の一を超えてはならない」と、いきなり出てきた時は皆大変驚いたと思います。そして、「既存の利用者もいるなかで、どうやって二分の一で線引きするのか、できるのか？」、あるいは「これから准組合員として利用者になりたい人たちを切るという線引きが地域の中でできるのか？」、そもそも「加入・脱退の自由のある協同組合にて

ここまで介入するのは、法律違反ではないのか？」と、色々な疑問・反感を持たれたと思います。

理屈も根拠も示されない中、第一次答申で「農協の『農業者の協同組合』としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する」と書いてきました。これはかなり乱暴な根拠とも思いますが、確かに本州の都市型農協では、農業主体の事業が中心とも言えない現実もありました。一方、北海道は農業主体で頑張つており、これは本州の問題だと感じじられたと思ひます。

しかしながら、先程もお話した通り、農業者のための協同組合とはいえ、産業組合から遡つてみても、職能組合に純化してきたことはなかつたのです。様々な理由や目的があつての准組合員制度ですが、改正農協法の附則では「何らかの見直しをする」ということになつてしましました。

今の政府の怖いところは、言ったからには何かしらやる可能性があるところです。今まで通つにはいかないと思つています。「何らかの形で准組合員に対する対策が取られる可能性がある」「そのために何かしなければならない」という危機感の共有は、各農協といつぱりはつゝグループ北海道全体で持つ必要があります。

「准組合員へのサービスの提供のせいで、正組合員へのサービスがおろそかになっている」とも言われましたが、この点について、「准組合員の利用を制限するのではなく、事業量に見合う施設や担当者を備えて、規模の経済によりサービスの向上や価格引き下げを図る」とが



正組合員にとっても望ましい」と反論できます。ある程度准組合員が利用する」とによって、過疎地域においても金融店舗やATM等が存続し、ひいては正組合員にもメリットがあるといふことです。農水省の監督指針でも「事業運営の安定化を図り、正組合員へのサービスを確保・向上する上でも、事業分量を増大する」ことが望ましい」と同様な趣旨で出されています。ただし、もう一つの根拠として「信用・共済を含む総合事業トータルで利益を出す」として、農業・経済事業の赤字を補填し、

収益以上の資源投入を行ってきた」という点は、現実問題として本州にとっては重要であったとは思いますが、私は、そのような言い方だけでは通らないのではと厳しく見てています。

いずれにしても、見直し問題となつてしまつたからには無視はできません。種々の疑問や異論はあると思いますが、「准組合員」という存在が私たちの農協にとってどのように大事であるか」ということを、改めて捉え直しておく必要があります。各農協で、准組合員の重みも、准組合員になつている人たちの属性も異なつてゐると思いますので、それぞれの農協で総括しきり言えるようにしておく必要があるわけです。

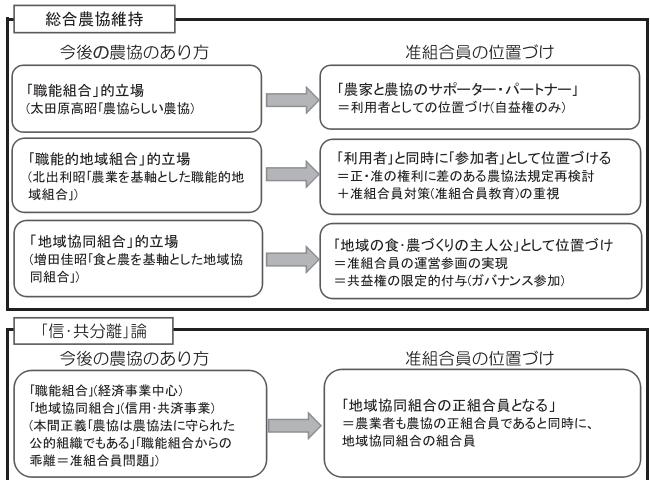
## (5) 全国の「准組合員問題」

准組合員問題についての全国の状況を、書籍「北海道から農協改革を問う」にも載せてある図から説明します。総合農協維持を前提に農協のあり方、准組合員の位置づけが論じられてます。まず、太田原先生も言つていたように農協らしい農協という職能組合的立場から、「准組合員はサポーター」で利用

者としての位置づけで自益権のみという考え方ですが、北海道ではそう捉えていると思います。本州はなどと、それぞれ考え方方に様々なグラーデーションがあり、「職能組合であり地域協同組合でもあるのだから、部分的に参加は認めていくべき」という立場もあれば、「地域協同組合として、准組合員にも運営参画してもらう」といつ、共益権を付与する考え方も論じられています。一方、『信・共分離』論を前提に、「地域協同組合の

### 全国の「准組合員問題」

#### ■全国では「運営参画=共益権の付与」が焦点に



正組合員に皆がなる」、つまり事業も組合形態も分けてしまつて、いつ極端な議論もあることか承知いただければと思います。むろん、京都の農協の事例ですが、准組合員問題の対応として、正組合員・准組合員の資格要件の分け方自体をなくすという報道がありました。農家戸数の減少で、本州の農協の正組合員はどんどん減っています。家族の嫁さんや親にも正組合員になつてもうい、子供は准組合員にむか。それでも戸数自体が減つていくので正組合員は減少してしまいます。その時に、誰を正組合員とし、誰を准組合員にというのは、将来北海道においても考へざるを得ない場面が出てくのかとも思います。本州ではより深刻なわけです。しかも、この准組合員利用規制の問題から、農的生産者である「農地で家庭菜園をやっている人たちも正組合員とする」というように、面積要件は無くして従事日数だけとする資格要件見直しも取り沙汰されています。

私としては、組合員資格といふのはそう簡単に変更するべきものではないと考えています。

北海道では、離農し農業をやつていない人は准組合員に移行してもうつなど、きつたりしているのですが、本州においては、農業者と思えない人が正組合員になつている場面が現実としてあります。当然そういう状況に対しても、正・准組合員といふ

ものを整理する必要はあると思います。しかし、産業組合時代当時や、過去にも種々の問題を経ながら現在があり、資格要件の見直し内容によっては、今回の改正農協法以上に農協に対する改革が求められる根拠を立てる可能性も考えられます。

太田原先生は、その著作「新明日の農協」において「准組合員を正組合員化せよ」という主張は、准組合員という範疇そのもののをなくして、事業利用制限の攻撃から農協を守ろうとする善意から出でていることが多い。しかし、それを行ったからといって農協攻撃が止むといつものではない。むしろ組合員資格の限定解除は、農協法のさらなる大幅改定につながり、結果として農協つぶしの企みに乗ることになる。」と危惧されています。やはり、北海道としては慎重に考えていかなければならぬ事項であります。

## (6) 准組合員制度の比較—農協・漁協・森林組合—

農協における准組合員制度についてお話ししてきましたが、では、他の協同組合、漁協や森林組合についてはどうなのが調べてみました。記載してある通り、それぞれ准組合員制度があります。でも、農協と漁協、森林組合では准組合員になれる人

が全く違います。漁協、森林組合では関連加工業者などに限定されているのでに対し、農協では加入できる制約が非常に低いことがわかります。同じ准組合員制度がありつつも、漁協や森林組合と比べた場合、農協は「多くの人がほとんど制

准組合員制度の比較—農協・漁協・森林組合—

准組合員になれる者	
農 協	地域住民（事業利用者）一般がなることができる。 (2014年：正組（450万人）、准組（577万人）)
漁 協	①正組合員以外の漁民、②正組合員と同世帯の者、 ③組合地区内の水産加工業者、遊漁船業者等。 ⇒漁民とその世帯員のほか、水産加工業者等に限定。 (2015年：沿海地区漁協の正組（14.6万人）、准組（16.4万人）)
森林組合	①森林を所有しない林業者、②林業従事者、 ③素材生産業者等。 ⇒従事者と関連業者に限定。 (2013年：正組（148.6万人）、准組（6.0万人）)

→ 准組合員制度は、農協に固有の制度ではないが、そのなかでも農協の「制約の低さ」は、「特殊」である。

### 3. 北海道における准組合員問題

## 北海道における准組合買問題 — 北海道の実情に即して、

## 准組合員問題を考える――

# (1) 北海道における漁組合問題

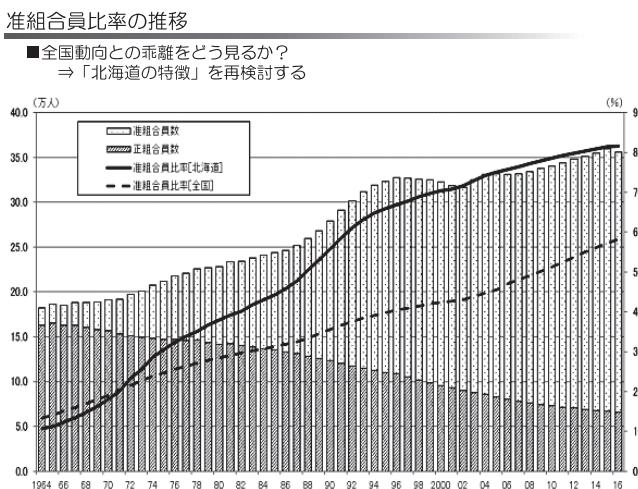
二二九

高く、特殊ともいえる実態にあります。

その理由として従来から言われてきたのは、離農者の准組合員化が多かったというものです。離農した人たちが、准組合員として残ってくれたことから、准組合員が増えたというものです。現在の准組合員である一九万人すべてが離農者もしくはその家族というには無理もあります。もう一方の理由として、地域インフラとしての位置づけの強さということがあります。農協が果している様々な事業面から見ると、地域の生活を支えてきている部分は、やはり他の組織とは比べ物にならないと見ておきます。

次に、調査協力い  
ただいた農協の事  
例における准組合  
員の推移、属性、  
町村で農協以外の社会的インフラが乏しいという結果もあります。  
北海道における准組合員増加の一定の根拠となっています。そ  
れらがこれまでに北海道で説明されてきた主な要因がありました。

事業利用状況等から見えてきたこと、そして、今後准組合員をどのように捉えていけばいいのかという点も含め、北海道における准組合員問題の実態と対応方向について考えていただきたいと



元々、職能組合としての性格が強い北海道の農協では、准組合員といつのは員外者とそれほど線が引かれる存在ではなく、利用者としての側面で准組合員といつものが語られてきたことがあります。これまた准組合員対策がどのように行われてきたかというと、生活事業の強化やその他事業の利用推進が中心でした。

そのため、農協によつては、「現在は△コーポなどの生活事業を実施しておらず、准組合員対策は難しい」と言われるところもありますが、私は△の上記も考え方を変えていただければと思つています。そもそも、生活事業がなくとも様々な取り組みができるのではないかとも、本口訴えておきたいことです。実は、すでに一〇年ほど前の北海道の調査分析で、「組織としても准組合員に対するスタンスを明確にする必要がある」といつ今日につながる重要な指摘もされており、まさにそのことが、一番に問われていることであると思つています。

## (2) 北海道の准組合員比率の現状、推移

一九六〇年代二万人の准組合員は、現在一九万人になり、比率は八〇%を超えていいます。高度経済成長期以降、離農者の増

加とともに正組合員が減少し、その人たちが准組合員になった増加分もありますが、「町場の人」と呼ばれる様々な人たちが准組合員になつてくれたことは間違いないわけです。ポイントカード制度であるとか、地域毎に利用推進の取り組みがあったことは思いますが、准組合員がこれほど増えた大きな要因は、今まで述べてきた離農者、地域インフラといつ側面ばかりでなく、北海道の農協は員外利用規制をきつちり遵守してきたといつことでも大きな要因であります。このことは、皆さんもつと主張していくこと願つます。そして、ただ単に、員外利用で使つてくれている人と、わざわざ准組合員になり利用してくれる人とは、当然その意識も違うと思つています。准組合員になつてくれる人は、やはり「農協を応援したい」という気持ちを持つており、より正組合員に近い存在であるはずです。そのような人たちに准組合員になつてもうつたといつことを、北海道としても、はつきり言つべきだと私は思います。ですから、「『員外利用規制』で准組合員となつてもうつたのに、今度は『准組合員利用規制』とは、どういったことか?」とはつきつ言つたほうがいいのではと思つております。

### (3) 地域別にみた傾向、調査事例の概要

北海道を地域別に見た傾向であります。准組合員の総数では、今日お集まりいたしている旭川、そして札幌など、都市部の農協の上位一〇農協で北海道の約半分を占めています。二九万人の准組合員の半分弱は都市部の准組合員で、そのエリアで増加してきたと見受けられます。

准組合員数でみた上位10農協[2017年度]		振興局別准組合員比率の現状[2017年]			
JA名	准組合員数(割合)	正組合員数	准組合員数	総計	准組合員比率
さっぽろ	29,995(10.3)	宗谷	877	12,593	13,470
あさひかわ	20,281(7.0)	留萌	1,476	11,812	13,088
道央	16,076(5.5)	釧路	1,409	10,431	11,840
いわみざわ	14,053(4.8)	道南	3,240	22,024	25,264
新はこだて	12,223(4.2)	石狩	7,481	52,226	59,707
帶広かわにし	11,038(3.8)	根室	1,597	8,415	10,012
ふらの	10,769(3.7)	オホーツク	5,990	26,444	32,434
南るもい	9,010(3.1)	空知	10,549	42,771	53,320
函館市隼田	7,447(2.6)	上川	13,985	52,387	66,352
稚内	7,373(2.5)	十勝	9,598	31,024	40,622
上位10JA合計	138,265(47.4)	日胆	5,081	16,118	21,199
全道合計	291,663(100.0)	後志	3,137	5,618	8,755
1JA平均	2,701	総計	64,400	291,663	356,063

資料:JA北海道中央会「JA要覧」より作成

北海道の人口の集中傾向が都市部を中心であることから当然とも言えます。が、総数ではなく、准組合員比率として振興局単位で見えた場合、宗谷もしくは留萌管内の比率が非常に高い状況にあります。こ

の管内の人口や世帯数も踏まえて考えると、相当な割合で地域に住んでいる人の多くが准組合員になつてゐると思われます。

農協の地方におけるインフラ機能の高さという面から、准組合員として農協事業を利用している人の比率は、沿岸部、純農

村部で非常に高いとみてとれます。

具体的な准組合員の実態や増加要因等についての事例として、先程紹介しました書籍「北海道から農協改革を問う」の中で、南るもい、あしょろ、つべつの各農協にご協力いただいた調査結果から説明します。

地域内世帯に占める正・准組合員の割合は、沿岸地域のJA南るもい、純農村地帯のJAあしょろで六割を占め、地域住民の相当数が准組合員である実態が見て取れます。逆にJAつべつは農村地帯ではありますが、世帯数からみると一割ほどの実態でした。

准組合員の増加要因は、Aコープ店舗利用者の員外利用規制遵守対応での加入促進で増えています。JAつべつでは、近年の増加は大きくありませんが、過去の増加要因は信用事業利用によるものでした。調査事例から見えてきた准組合員の姿であります。Aコープ利用者で増加してきたJA南るもいやJAあしょろは、ポイントカード導入で急増しています。

## 調査事例の概要

	JA南るもい	JAあしょろ	JAつべつ
地域	沿岸地域 +都市部	中山間地	中山間地
組合員/世帯数	約60%	約60%	約20%
組合員総数	9,221人	2,094人	550人
准組合員比率	95.8%	87.9%	61.1%
Aコープ	あり (2店舗)	あり (1店舗)	なし (業者委託)
准組合員増加要因	ポイントカード	ポイントカード	信用事業利用
	(近年、員外利用規制遵守のため加入促進)		

J.A.南るもいでは生協等、他店との競合があるなか、インショップ方式の直売所も人気であり、増毛・小平の店舗でも頑張っています。いかがせ、半数近くは、元正組合員であった高齢者の方々で、車で移動できないような人たちにとって非常に重要な生活の拠点となつています。

上川管内では移動購買車

店舗収支が厳しいながら、正組合員にも必要性の理解を得て店舗を守っているわけです。JAあしょろでは、農協を支援するためには組合員になってくれる町民もいるのです。

ただし、准組合員急増の問題点も様々あります。例えばボイントカードで加入了した組合員を全て把握維持する困難さ、増えすぎた准組合員への対応の取りにくさなど、様々な問題です。

て、農協やＪＡグループ北海道全体にとつても大きな課題だと思っています。所在確認が難しい、追跡調査費用の増高、また、所在不明組合員の整理問題もあり、二九万人の准組合員が正しく確認されないということは、非常に大きな問題になる可能性もあります。しっかりと確認していくような仕組みづくり、そして所在不明の場合の対処の仕組みというのも必要だと思います。さらに、准組合員対策の上でも、お知らせや広報誌配布などの情報発信やアクセスの仕方にも工夫検討が求められます。聞き取り調査させていただいた農協の中で、ＪＡつづつでは、准組合員の所在確認がなされていました。准組合員の構成は、離農者である元正組合員や正組合員の家族の方が二割、ＯＢ会めた農協職員が二割で全体の半数になりますが、やはり半分は町場の人等が占めています。准組合員数が把握可能な規模であったこともありますから、出資金配当の上で追跡調査を行い整理してきましたため、准組合員数は調査時点では減っている状況でした。准組合員が利用している事業は、本州のように信用・共済事業が高いのではと思われるかもしませんが、その状況についても聞き取りさせていただきました。

離農者である元正組合員や正組合員の家族の方が一割、OB会めた農協職員が二割で全体の半数になりますが、やはり半分は町場の人等が占めています。准組合員数が把握可能な規模であります。出資金配当の上で追跡調査を行い整理してきましたため、准組合員数は調査時点では減っている状況でした。准組合員が利用している事業は、本州のように信用・共済事業が高いのではと思われるかもしませんが、その状況についても聞き取りさせていただきました。

## 信用・共済における准組合員割合

JA南のものにおける組合員別事業利用割合				単位: %
		正組合員	准組合員	員外
信用事業	貯金(残高ベース)	50%以上	20%前後	21.8
	貸付金	73.8	23.7	2.5
共済事業	掛け金ベース	46.0	45.0	9.0
資料: JA組担当者の聞き取りにより作成				

■准組合員比率と比較し、信用・共済は低い傾向。

JAあしょろにおける組合員別事業利用割合				単位：%
		正組合員	准組合員	員外
信用事業	貯金（残高ベース）	39.3	37.0	23.7
	貸付金 90以上		—	—
共済事業	掛け金ベース	63.3	24.0	12.7
資料：聞き取りによる構成				

■人件費がかからても、沿岸部へき地の窓口維持。  
(JA南るもい)

- JA金融窓口の強み
  - =信用・共済の一体化
  - =郵便局・銀行に対する優位性発揮。

■民間業者の商品に対しても、相談にのっている。  
(JAあいはる)

・JA（協同組合）だからこそやれる！

JAつべつにおける組合員別事業利用割合			
	単位：%		
	正組合員	准組合員	員外
信用事業	貯金(残高ベース)	41	37
	貸付金	89	11
共済事業	掛け金ベース	71	14
	購買事業スタンダード	23.79	34.57
資料・閲覧取り扱い作成			

済事業の利用割合はそれほど高くない傾向にあり、それら事業の拡大のためだけに加入促進されてきたわけではないことを示しています。

しかしながら、いずれの農協も金融窓口維持に頑張っており、「沿岸部・過疎地域を含んだ広範な地域を持つ農協として、合理化だけの論理ではなく、正・准組合員双方の利便性を最大限維持する」と（つ▲南のむじ）」「信用・共済の一體化で郵便局・

銀行に対する優位

つ)」と書いておられました。一つの窓口で年金も保険も取り扱えるメソッドは高く、総合事業の強みであり、農協の窓口がそこにあるから利用するのです。

ろでは、農協の窓

口で民間業者の金融・共済商品についても相談にのっています。それができるところが協同組合である農協のすぐれです。いろいろなことも含めて、協同組合としての農協だから様々なことができるのです。北道の農協は准組合員比率が高くなつたからといって、信用・共済事業の利用割合ばかりが高くなつたわけではなくと自信を持って言つていいと思います。採算が難しいなか店舗を維持し、様々なサービスの提供に努めているにもかかわらず、農協のことを「第一」役場」と揶揄したような言われ方をすることがあります。

農協なり職員の方は、色々なお祭りやイベントへの物資の無料配達、場所の提供等、採算にかかわらず協力しています。病院と連携した休憩所、Aコープにバス停を置き、高齢者のための待合室を作るなど様々な支援や役割を担っています。

私は、北海道の農協は、正組合員・准組合員・員外と分け隔てがないことも大きな特徴と思っています。Aコープや他の事業にしても分け隔てがありません。地域へのサービス提供の中で、員外利用率については高くなりすぎると問題だから准組合員になつてもいいってはいるが、では員外と准組合員の人でサービス内容を変えてはいるかと言えば、そんなことはありません。

が、様々な形で地域丸抱えの中で農協事業をやってきた。それで気付いたら准組合員が増えていたということが、今の北海道の現状なのかなと思っております。

そもそも意識的に准組合員対策をするという考えがなかったといったら、利用者以上の役割も期待していなかつたということだと思います。員外利用規制を受けて、元々利用してくれていた人を准組合員にしたわけで、准組合員にことなりサービスを提供して何かやるということはもちろんなかつたわけです。そして農協としては、利用の場として地域の人々に解放してきただけ、当然、准組合員に共益権を付与するという考えではなく、多分これからもすぐにしていう話にはならないのではと思つてあります。

#### 4. これからのお准組合員対策をどのように進めていくか

##### (1) 「准組合員対策」とサポーターづくつ

これからのお准組合員対策についてお話をさせていただきます。

第一九回JA北海道大会においても、准組合員対策といふこと

が広く言われていまし  
た。このサポーターづ  
くりどいう取り組みは、

J A グループ北海道に  
とつては非常に画期的  
なものと思っています。  
食べるサポーター、利  
用するサポーター、参  
加するサポーター、行  
動するサポーターと位  
置付け、食と農でつな  
がる五五〇万人の仲間

##### 「サポーター550万人」の意義

■ 「サポーター550万人」の取り組みは、准組合員に対するスタンスを明確にしていくという意義を持っている。  
⇒各サポーターの具体的な姿を描く必要がある。  
「利用者＝准組合員？」 「参加者＝准組合員？」

- ①「食べる」サポーター：  
員外含む、道産品購入者？  
(Aコープ・直売所利用のポイント制准組合員化?)
- ②「利用する」サポーター：  
生活購買・信用・共済利用の准組合員？
- ③「参加する」サポーター：  
農協主催の各種イベントに参加する人(准組合員?)
- ④「行動する」サポーター：  
農協の存在意義を共有し発信する主体？ 連携企業？

づくりであります。この取り組みは、准組合員に対するスタンスを明確にしていくという意義も持つており、今後、各サポーターの具体的な姿を描く必要があります。  
さらに今大会の中で大きく取り上げられた「価値観」であるとか「新たな価値創造」といった面は、非常に大きな前進・発展が共有されたのでは思っています。

サポーター、准組合員になる価値観(メリット)を再確認し  
合い、はつきりと発信していくものであり、高齢者が多いから

さりに、地域創りとも相互連関した「関係・交流するサポート」という形に発展していけば、より大きな繋がりも生まれます。また、都市部農協と農村部農協がそれぞれの立地や特色を生かし、農協間で連携したサポートづくりの展開も想定されています。

## サポーターづくりの発展



### ■第29回JA北海道大会拡充ポイント

- ・サポーターの価値観（メリット）を再確認・発信、各世代に対応する一気通貫したサポートづくり
- ・地域づくりと相互関連した「関係・交流する」サポート
- ・JA間で連携したサポートづくりの展開（都市JAの食べるサポートづくり応援等）

高齢者の対策だけではないといふのではなく、若い人が増えないのは、若い人が暮らしづらいという現実もあるわけで、そのため、どうすれば若い人や子育て世代の人が安心して暮らせるのかを考え、農協としても様々なサービスを提供することにより、各世代に対応したサポートづくりにならげていくのです。

農協の情報発信の方法としては、広報誌の活用が一般的ですが、各農協の新たな取り組みが新聞などによる報道でも取り上げられています。広報誌による情報発信を正・准組合員だけではなく地域住民にも発信するもので、新聞折込みなどが活用されています。これは、農協の広報誌というより「コミュニティ情報誌であり、地域住民との距離を縮め、地域で共に暮らす共同体としてのコミュニケーションツールに位置づけられます。もう一つの情報発信の取り組みとして、准組合員向けイベントが行われるようになってきています。都市部の農協に多いのですが、意識的に准組合員に関わっていく取り組みであり、道内ではJAさっぽろ、JA道央、JAとまこまい広域の三JAで既に行われています。「員外から准組合員になつてもいい」だけではなく、「すでに准組合員の人とどういう関係を作つていくか」という方向にシフトするものです。

これも一つの准組合員対策の方向性であり、意識的に准組合員の人たちと関わっていき、より近い関係を目指そうというのです。一方、准組合員の人たちも、准組合員になつてはいて

## (2) 地域への情報発信の活性化

も、本人が組合員といつ認識がない人もいるため、相互に認識し合う必要性もあると思います。

ＪＡさっぽろでの取り組みをお話させていただきますが、正組合員、准組合員向けにそれぞれ広報誌を作り郵送しています。准組合員の人たちに、改めて「あなたは組合員です」という意識を持つてもらうためにも重要な取り組みであると聞いています。さらに、准組合員向けのイベントも行い、農業と農協への理解促進を図っています。

昨年のイベントでは、女性部が実施する野菜の直売に、「力レッジ（ＪＡさっぽろ女性大学）」を通じて准組合員の人たちにも一緒に手伝つてもうつ取り組みも行なわれました。このつながり准組合員の参加の形態も、北海道らしくいいのではと感じました。

### (3) 「准組合員」を再検証する必要性（提案①）

准組合員の実態や対応の方向性などお話してきましたが、最後に私のこれまでの調査研究からの率直な感想というか提案をお話しします。一つ目には、准組合員対応の前提として、まずそれぞの農協の准組合員の実態を正しく捉えるといつ」とで

す。

准組合員がどのような事業を利用し、どれくらいの利用割合を持っているか、そして、どのような人たちで構成されているかを再検証する必要があると思います。

准組合員になつてくれる人となつてくれない人との間には何らかの意識の違いがあると考えられ、准組合員になつてくれる人は大事な存在なわけです。そのような准組合員の人たちを知るということは、その重みや大きさを知る事であり、そのことを正組合員の人たちにも総代会等を通じてしっかりと理解いただくことが重要です、再検証が出発点になるものと思います。

正組合員の方々の中には「北海道は営農・経済事業だけではないのは」「または「職能組合に純化してもいいのでは」という意見もあるかと思います。しかし、立場は違うものの組合員

#### これまでの調査からの率直な感想①

- 各事業で、員外利用比率は把握されているても、准組合員の比率は意外と把握されていない。  
⇒員外利用規制への対応はできているけど、システム上、組合員内の内訳は難しい？  
⇒准組合員対応の前提として考えるべきこと  
「どのような人たちで構成されているのか」「どのように事業を利用しているのか」

➡各農協にとっての「准組合員」を再検証する必要性

正組合員へ伝える重要性  
⇒私たちの農協にとって、准組合員の「重み」は？



准組合員対策として  
⇒准組合員は農協に何を求めているの？

## これまでの調査からの率直な感想②

- 生活事業・SSなど、「地域インフラ」に特化して、もしくは「地域インフラ」を狭く考えて、地域への役割を考えていないだろうか。  
⇒「Aコーポ(生活事業)は廃止してしまったし……」
- ⇒農協が現在行っている取り組みには、もっと強調すべきものが多いのではないか？

各農協の「取り組み」を洗い出し、意義づけ直す

- 中央会が整理した「特色あるいろんな取り組み」の例
- ・地域協同活動(高齢者見守り、移住者支援、町並み美化)
  - ・地域インフラ(移動購買車、金融車、高齢者支援)
  - ・地域食育教育(農業体験、出前授業、バケツ稲)
  - ・地域連携事業(地域祭り、行政や漁協・大学・企業との連携)
  - ・情報発信(農と地域の魅力発信)

であります。北海道においては、准組合員の状況をただ単に知るところだけにとどまりず、正組合員、准組合員それぞれの位置づけや考えを相互に理解し合へていろいろから始めなければならぬこと考えております。

## (4) 各農協の「取り組み」を洗い出し、意義づけ直す (提案 2)

私は、農協が現在行つ

てある、あるいは既に行つてきた地域への取り組みには、もっと強調すべきものがたくさんあると思っています。Aコーポ、SSなどの「地域インフラ」だけにとどまらないと思っています。何か新しいことを考えなくとも、

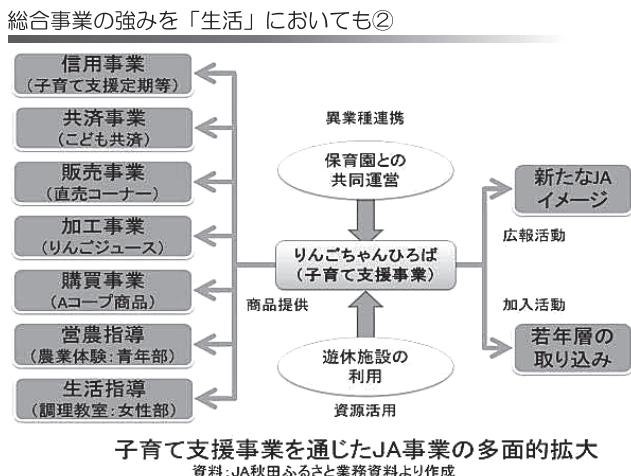
も整理されているように、農協では既に様々な取り組みが実施されているのです。移動購買車であるとか、移住者支援や高齢者見守り、農業体験、食育活動などです。サポーター活動の一環でこれらの事例が発表されました。実は准組合員対応として考えた場合、このような様々な活動を意識的に意義づけ直すことにより、准組合員対策ともなり得るということです。既に准組合員になつてくれた人にそのような活動をお知らせするといふことでも充分であり、それからでもますます始めてみる必要があるのではと考えています。

## (5) 総合事業の強みを「生活」においても (提案 3)

「子育て世代」の対応について、私の秋田時代での知見からお話しします。カマクラで有名な秋田県横手市のJA秋田ふるさとの「りんごちゃんひろば」についてです。女性職員のアイデアから、広域合併で生じた支店・支所の空き施設を提供し、無料で子育て支援施設として利用する取り組みを始めています。保育園との共同運営ですが、たくさんの乳幼児、お母さんが利用されていました。

その中で、農協では子育て支援定期貯金の紹介や、こども共

濟の提供もしていました。また、リンゴの産地でもあり、農協で作った加工品を無料で提供し、子供のうちから食べ親しんでもらうなど、子育て支援事業を通じたJA事業の多面的拡大を図り、農協しさの強みを發揮した取り組みをされていました。ライフステージで農協が考えていかなければならぬことは、「若い人たちがいなくなつて困る」ではなく、農協が中心となつて「若い人たちが住みやすい場を作つていく」というものの好



事例であり、もう一方の高齢者対策との一本立てで考えていく必要があると思います。

このように生活事業においても総合事業の強みが生かせるわけで、総合事業と准組合員対策とは、私はセットで考えていくべきだと思います。私が調査せさせていただいた「Aいわみざわ」の事業利用総合ポイント制なども、そのような考え方での取り組み事例がありました。

## (6) 准組合員対策と組合員としての参加

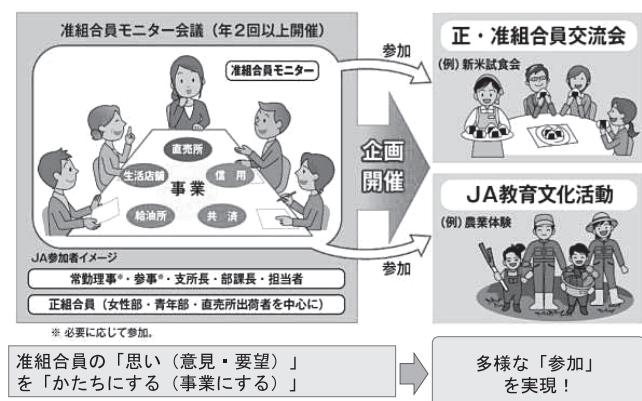
准組合員の「組合員としての参加」をどう考えていくかですが、先ほども言いましたが、准組合員自身も自分たちを「利用者」としか考えていない方が多いです。「この人たちにどのようにアクセスし、参加まで考えてもうかというのは非常にハードルも高く大変です。やはり最終的には基本に立ち返り、組合員教育ということになります。具体的には何かと聞えれば、広報誌などにより農協から発信する」とによつて、准組合員に近づいていき、「あなたも組合員です」と地道な意識改革を行つていかないと思います。そして、准組合員を単に増やすといつことではなく、農協の事業を総合的に利用することによつて、

最終的には「農業を応援したい」という気持ちをもつてもいいのです。正組合員・農協職員と准組合員の間において、農協といつ場での相互理解や支え合うところにも、「参加」の姿と考えてよいと私は思っています。

今回のJA北海道大会では、准組合員参加につながる新たな取り組みも打ち出されました。「准組合員モニター会議」とい

## 准組合員対策と組合員参加②

【准組合員モニター会議・交流会・教育文化活動のイメージ】※支所・支店での設置を優先



う意見を聞く場を作り、様々な交流や活動につなげていくもので。結構ハードルは高いと思いますが、生協などの実例もあり、意見を聞くことやお互いに理解し合いつつとも「参加」です。そして、そのなかから、何かひとつでも准組合員が考えていたことが新たな取り組みとして形作られていけば、そのことが大きな准組合員対策の一歩になっていくのではと考えています。

協同組合の第七原則に「コムニティへの関与」があります。「協同組合は、組合員によって承認された政策を通じて「コミュニティの持続可能な発展のために活動する」というものです。農協においても当然の役割であります。他の協同組合より農協が最も担うことができる存在と思っています。「農協（正組合員）にどつての准組合員を捉え直し、地域（准組合員）に対して、農協は何ができるかを問い合わせすこと」が准組合員対策であると私は考えており、総合農協としての本来の姿である「多様な事業で農業と地域を支えていくといつ役割」をしっかりと發揮していくことが、これからも重要なことであると想えていました。」「清聴ありがとうございました。」

# 力強い北海道農業の構築に向けて 第九回

## 食料の安定供給や食料

### 自給率の向上のために

作家 森 久美子

国連が世界各国に家族農業経営への支援を呼びかける中、我が国では家族農業経営を一層の市場原理のもとに置く農政改革が進められています。停滞・低迷する日本農業の中でも異彩を放つ北海道の農業・農村においても、担い手の不足や高齢化が進んでいます。本特集では過去2年にわたりて、北海道農業・農村の将来展望とその実現に必要な取り組み、農政のあり方、研究者や研究機関の果たすべき役割などに関する、道内外の八名の学識経験者から提言をもらつてきました。三年目となる今年度は、消費や農村景観など農業・農村に深い関わりを持つ四人の方々から提言をもらいます。

今回は、作家・エッセイストとして、北海道の農村を舞台にした小説や食育に関するエッセイなどを執筆され、国や道の審議会の委員も務めておられる森久美子さんにお願いしました。

て農作物の生命を育てているからこそ、豊かで美しい農地・農村が築き上げられたことを学んだ。

一九九五年に朝日新聞北海道支社主催の文学賞に入賞し、私の作家活動はスタートした。入賞作品は、北海道の開拓時代の農村に生きる少女を主人公にした小説だった。執筆にあたり多くの資料を読むうちに、原野だった土地を先人たちが苦労して開墾し、農家の方々が努力を惜します、日々手を入れて整備し

農水省、北海道、自治体などの農業や食料問題を検討する委員会を務める機会が増えた。子どもを育てる母親としての視点を交

## 森 久美子（もり くみこ）氏



札幌生まれ。

北海学園大学工学部建築科中退後、放送局、映画配給会社に勤務。  
1995年に朝日新聞北海道支社主催「らいらっく文学賞」に、開拓時代の農村に生きる少女の成長を描いた小説「晴天色の着物」で入賞。以来、新聞、雑誌に多くの連載を持つ。  
現在（2018年4月から）、日本農業新聞のコラム「きょう歩き」執筆中。

### [主な公職]

- 2010年～ 北海道農業・農村振興審議会委員
- 2010年～ 農林水産省 食料・農業・農村政策審議会委員（2013年まで）
- 2013年～ 農林水産省 食料・農業・農村政策審議会 農村振興整備部会委員

### [受 賞]

- 2002年 第8回ホクレン夢大賞・農業応援部門優秀賞
- 2004年 農業農村工学会賞・著作賞

### [主な著書]

- ・「きゅううりの声を聞いてごらん～食育実践記」（家の光協会）
- ・『『食』と『農』を結ぶ－心を育む食農教育』（筑波書房）
- ・『ハッカの薫る丘で』（中央公論新社・文庫）
- ・『古民家再生物語』（中央公論新社）

えながら、食料の安定供給と食の安全、食料自給率の向上に向けて消費者はなにができるかをテーマに、著作やラジオ番組でも発信してきた。

二〇一〇年に農水省食料農業農村政策審議会委員を任命され、二〇一二年からは同審議会の農業農村振興整備部会委員を務めている。また、同時期に委嘱された北海道農業農村振興審議会委員を現在も務めている。

審議会の場で意見を言つ際の観点は、大きく一つあり、議題に応じて発言をしている。一点目は、食料自給率の問題点。二点目は、力強い北海道農業の構築のためにしなければならないこと、生産効率の向上についてだ。

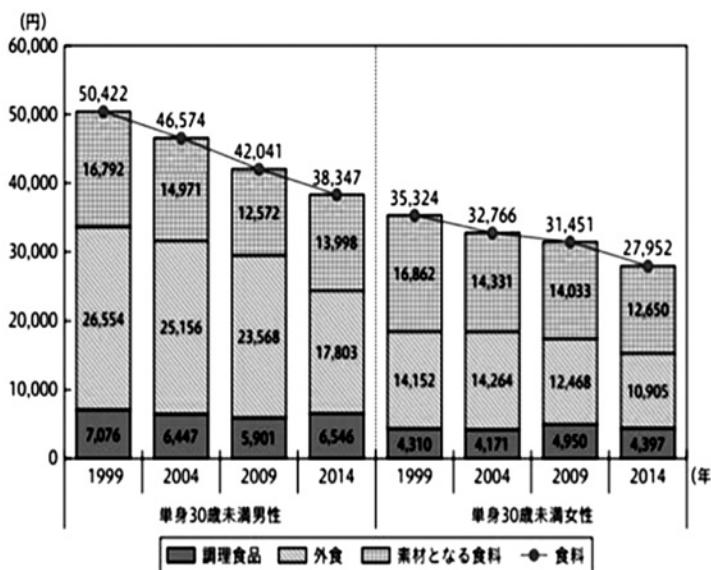
## 一・食料自給率向上に向けた

### ■食料自給率の現状

一九九九年に「食料・農業・農村基本法」が制定された際の「基本計画」では、一〇年後に日本の食料自給率を四五%にすることを目標に定めた。しかし、一〇年後の食料自給率は四〇%で、一〇年後に当たる本年（二〇一九年）は、三八%まで低

下してしまっている。

食のグローバル化、料理せずに簡便なできあいの惣菜や食品で食事を済ます消費者はさらに多くなり、加えて TPP 等の多国間経済連携協定によって、今後ますます低下するかも知れないのが現状だ。



(参考) 調査者「全国消費実態調査」により作成。

図1 食料費（調理食品、外食、素材となる食料）の推移

例えば一〇〇八年一月に起きた中国製餃子による食中毒事件の時は、国産の農産物で作られた加工品を食べようと思つ人が急増したが、危機感を持つのは一時だけだ。その時だけ多くの国民が、食料の六〇%以上を他国に依存している日本の食料事情について考えるが、喉元過ぎれば熱さを忘れる。日頃から国内で生産されたものを食べる」とことで、産地や生産者との信頼関係を築いておかなければならぬといつ、逼迫した危機感がないまま時だけが過ぎてしまった。

食は本来、風土と共にるものだ。安いほうがいいという価値観で、外国で大量生産された工業製品のような食品を食べてみると、自国の食文化を失うかもしれないだけでなく、食料自給率はさらに下がり、日本の農業は衰退し、国土の保全もできなくなるなど、国民に率直に伝える必要があると思つ。

図1が示すように、消費支出の中で食費は減少し、素材となる食料（特に農作物）支出は減少し続けている。このデータで調理食品の支出も少なくなっているのは、調理食品に使用される素材に外国産が増加していく、単価が安くなったと推察できる。

## ■自給率向上に向けた北海道の方向性

北海道の食料自給率に対する寄与率は111～130%、国の食料の安定供給を支えている。しかし道民の多くは、生鮮野菜やお米ならば迷わず北海道産のものを選んでいても、加工食品や中食・外食の料理の材料の产地はどうであるかあまり意識していない。

TPP協定が締結され、今後ますます加工食品の材料となる農畜産物が、安価で国内に入ってくるようになると、安いものを探める消費者は、容易に外国産原料の食品に手を出すようになると予測である。

農業・農村は食料生産と同時に、土、水、空気などの環境資源を保全し、風土を守っている。北海道の農村景観の美しさに魅かれて訪れる観光客にも、それを認識してもらわなければならぬ。北海道の農家が再生産可能な収益を上げなければ、観光資源としても重要な農村景観を失うことになる。

しかしながら農業者サイドが消費者交流のなかで行っているのは、消費者自らが調理する前提の米や野菜を題材にした体験学習だ。それでは加工して食品となる小麦、豆類、てん菜など、の畑作物を安定供給する重要性は伝わらない。

消費者に加工食品の材料の产地を意識して選択してもうつための啓発活動がまだ少ないのが現状だ。砂糖を例にとってみると、カフェでコーヒーを飲むとき、あるいはスイーツを食べるとき、砂糖の原料である北海道のてん菜畑の風景を目に浮かべられる人はほとんどないのではないかと気づく。身近な加工食品の原料の畑作物が、輪作体系のなかで作られていることを消費者に知つてもうい、北海道の農業を食べて支える必要性をわかつてもう機会を増やしていくかなればならないと思つ。

## 一・力強い北海道農業の構築に向けて

### ■飼料自給率の向上とTMRセンター等の活用

北海道オホーツク総合振興局管内の北西部に位置する、紋別郡湧別町字東地区の八〇五haの農業地帯に、排水路、暗渠排水、圃場の整地を目的とした国営農地防災事業が行われた。その地区を事例として、北海道の酪農・畜産の方向性を述べる。

酪農を基幹とした経営が展開されている地区内の地盤は、泥炭土壤に起因した不等沈下が進行し、農業用排水路及び農用地

の機能が低下していた。

特に、農用地は常時過湿の状態にあるため、生産性が低く粗飼料自給率は低位にどどまっていた。降雨時及び融雪時には、農作物の湛水被害が生じていた。埋木の露出等により農作業の能率低下を招き、生産コストが増大する等、地域が目指す農業振興を阻害する要因となっていた。

農業用排水施設の改修と併せて、暗渠排水、整地により農地保全を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るために国営農地防災事業が実施された。粗飼料基盤の整備・改良等による粗飼料自給率の向上と生産コストの低減を図り、効率的かつ安定的な酪農経営を確立することを目指した。

この地に本州から入植して北限の米作りに取り組んでいた農家は、冷害による凶作の連続で、家族が食べる米もない状況が続いた。五〇年ほど前に酪農への転換が一気に進んだ背景には、豊かになりたいという必死な気持ちがあつたのは想像に難くない。

もうかる農業にするために、飼養頭数を増やしたり、牧草などの粗飼料の生産性を上げたりしなければならない。しかし高齢化や労働力の不足は深刻さを増すばかりだ。離農を検討していた農家も少なくなかつたという。

## ■ 家畜の飼養状況

農地基盤整備が行われ、飼養頭数と生産乳量にどのよつた変化をもたらしたかを見ていく。湧別町の乳用牛飼養頭数は、二〇〇〇年の一七、六〇〇頭から一〇一五年には一九、八三三頭に増加している。担当たり飼養頭数は、一〇〇〇年の七三頭から一〇一五年は一一五頭に増加している。

農家経営に大きく影響する一頭当たり乳量は、一〇〇〇年の六・八五tから一〇一〇年には八・四九tに増加するとともに、町の生乳生産量は、年当たり七九千tから九一千tと一五%増加している。

農地の基盤整備事業で圃場の排水不良が改善され、農地の集約・大区画化が進んだことにより、牧草や青刈りとうもろこしの収量が大幅に増えた。粗飼料の生産性が向上し、調製した飼料を構成員の酪農・畜産家に配送するセンターの設立の機運が高まつていつた。

そして、地域で将来のあり方を模索するなかで、五年前にTMR (Total Mixed Rations : 完全混合飼料) センターが設立された。

乳用牛頭数の増加と生産量増加の大きな要因となつたのは、

TMRセンターを核とした地域づくりの成果だと言える。現地で農家の方々の話を伺い、所得の向上につながった事例の根底には、作業の助け合いによって地域と産業を守る思いが伝わってきた。

## ■日本の自給飼料の現状と利用拡大

家畜の飼料は、大きく分けて牛等の草食家畜に給与される粗飼料と、牛のほか豚や鶏に利用される濃厚飼料がある。二〇一七年度の供給量の割合は、粗飼料が二割、濃厚飼料が八割。粗飼料の自給率は七八%、濃厚飼料の自給率は一二%となつている。

濃厚飼料はどうもろこし等の穀物が主な原料で、そのほとんどを海外からの輸入に依存しているため、その価格は穀物相場や海上運賃、為替等の影響を大きく受ける。濃厚飼料を主な原料とする配合飼料価格は、二〇一六年一月時点では、一〇年前と比べると一・五倍となつてきている。

### 飼料自給率の現状と目標

- 平成29年度(概算)の飼料自給率(全体)は26%。このうち、粗飼料自給率は78%、濃厚飼料自給率は13%。
- 農林水産省では、飼料自給率について、粗飼料においては水田での稲WCSや畑地での飼料作物の作付拡大等を中心に、濃厚飼料においてはエコフィードの利用や飼料用米作付の拡大等により向上を図り、飼料全体で40%(37年度)を目標としている。

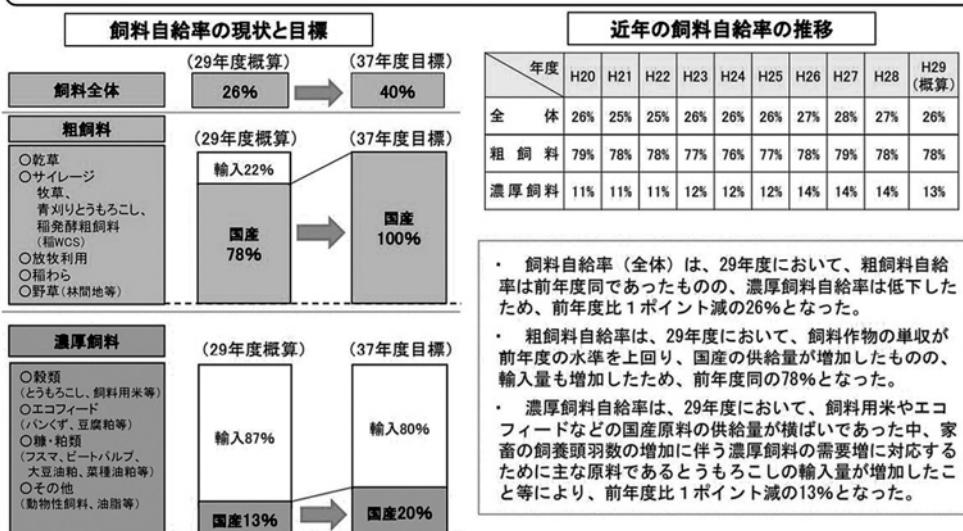


図2 食料自給率の現状と目標

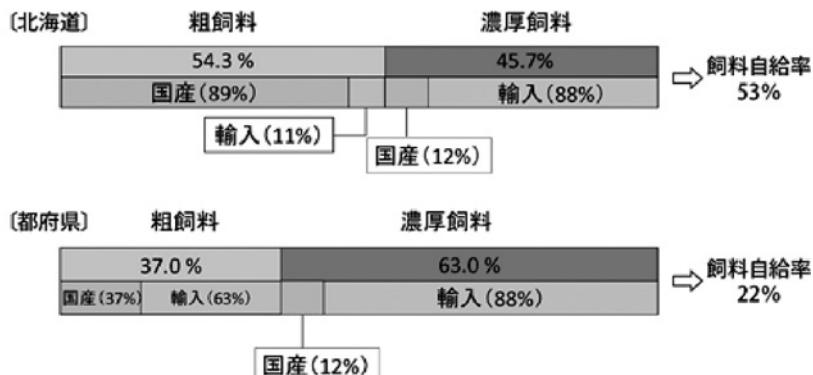


図3 家畜飼料自給率

粗飼料については、優良品種を用いた草地改良を進め、青刈りとうもろこし等の高栄養作物を利用拡大する」ことが必要だと考えられる。北海道では、粗飼料を自給するだけなく、府県に販売する力をつけることが必要ではないだろうか。農家の収入を増やすだけでなく、国内飼料自給率の向上に寄与できるはずだ。一方で流通コストが割高になるため、

府県では輸入飼料に頼つていい現状がある。食料自給率の低さの要素となっている、畜飼料の輸入依存度を下げなければならないことを重要課題と捉え、国の支援策も含めて考えていかなければならぬと思ふ。

J.A.、普及センター、ホクレンと打合せて委員会を設け、二〇一一年一月、構成員一七名、肉牛一頭、耕牛一頭、肉牛一〇五〇頭、耕牛九頭、乳牛九頭、耕作

改良を進め、青刈りとうもろこし等の高栄養作物を利用拡大する」ことが必要だと考えられる。北海道では、粗飼料を自給するだけなく、府県に販売する力をつけることが必要ではないだろうか。農家の収入を増やすだけでなく、国内飼料自給率の向上に寄与できるはずだ。一方で流通コストが割高になるため、

粗飼料については、優良品種を用いた草地改良を進め、青刈りとうもろこし等の高栄養作物を利用拡大する」ことが必要だと考えられる。北海道では、粗飼料を自給するだけなく、府県に販売する力をつけることが必要ではないだろうか。農家の収入を増やすだけでなく、国内飼料自給率の向上に寄与できるはずだ。一方で流通コストが割高になるため、

## ■ 農における扱い手の育成と労働負担の軽減に向けて

酪農の労働負担を軽減するため、外部支援組織の活用による分業化、飼料の生産・給与や排せつ物処理等において、省力化が期待できる放牧及び搾乳ロボットや哺乳ロボット等の機械の導入を、農水省は推進している。

外部支援組織としては、コントラクター（飼料作物の収穫作業等

の農作業を請け負う組織）が近年増加してきている。

国営総合農地防災事業が行われたことにより草地の環境が改善され、湧別町で農家が一体となって㈱ドリームゆくべつの設立に向かった経緯を紹介する。

表 外部支援組織数の推移

単位：組織

	2003年度	2008年度	2013年度	2015年度
コントラクター	317	522	581	636
うち北海道	124	176	164	195
TMRセンター	32	85	110	129
うち北海道	7	35	51	65

出典：農水省「平成27年度 食料・農業・農村白書」2016年5月17日公表

面積四〇一ha規模でスタートした。TMR部会、土地部会、作業部会を作り事業がスムーズに行える体制を整え、テンントコーンサイレージの収穫調製を行い、一〇一年八月よりTMR飼料の供給が始まった。

地域では、普及センターやJAをはじめとする地域の関係者が一体となって、健康的な乳牛管理の土台となる高品質な粗飼料を確保するため、積極的に草地管理に取り組んでいる。TMRセンターの稼働により、飼料の高品質化と均一化が図られ、良質な粗飼料供給体制が整った。個々の酪農家は、ほ場作業時間の削減に伴い、乳牛管理にかける時間を増やすことができるようになつた。その成果は、乳量の向上や疾病の減少などにつながり、経産牛一頭当たり出荷乳量が約三割増加して所得向上に寄与している。

また、高齢や労働力不足により離農を検討していた農家が、TMRセンターを利用することによって経営を継続できるとともに、TMRセンターがモデル農家の取組や飼料設計の情報発信を行うことで、TMRセンター事務所に立ち寄る農家が増え、情報交換を行うなど地域酪農を活性化している。このような事例は、北海道の酪農を維持するために大変重要である。

私は一〇一四年にアメリカ北部農業を視察するために、ミシ

ガン州立大学とワシン  
トン州立大学に行った  
際に、それぞれの大学  
の所在地近くにあるスー  
パーの農産物の販売を見  
て歩いた。一番印象  
に残っているのは、牛  
肉のブロックのパッケー  
ジに、飼育方法やエサ

についての表記がある  
ことだった。

「草だけを食べてい  
た」を付加価値とし、  
放牧していることや成  
長ホルモンが不使用で  
あることなどを、「売  
り」としてアピールし  
ている。アメリカ人の  
中にも健康志向の強い  
層が一定量いることの



図4 アメリカのスーパーでの牛肉の表示

- Open Pasture 開放されている牧草地
- No Confinement 放牧
- No Antibiotics 抗生物質不使用
- No Hormones 成長ホルモン不使用

表れだと思った。

日本は輸入濃厚飼料に依存した家畜生産をしているが、前述のアメリカの牛肉のような表示をしたものが流通したらい、消費者は容易に飛びついでしまうのではないかと私は懸念を持つた。日本の中では、粗飼料自給率が高い北海道が唯一、「草だけを食べていていた」を「売り」として酪農畜産ができる可能性がある。府県との差別化、外国に負けない強い酪農畜産の指向性がそこにあると期待している。

## ■ICT 農業の真価

私が見たことのある中で、一番大きな田んぼは北海道の上川地方の土別市にあった。田んぼの一区画は六・八haで、東京ドームの面積（四・七ha）の一・四倍以上ある計算になる。

大区画化された背景には、日本の農村に共通の人口減少や、高齢化に伴う離農者の増加がある。この地区でも離農跡地の継承などによって、農家一戸当たり経営面積が増大していた。しかし一枚の田んぼが小さかつたり不整形だつたり、離れた場所にあつたりすると、機械で行う作業を効率よく行つことはできない。

作業効率を上げて収益性を向上させるために、国営農地再編事業による大区画化が実施された。大区画の田んぼでの作業に必要な大型機械を共同利用するために、個人經營から集落営農に移行する農家が増えている。

大型機械による作業にはGPS（衛星測位システム）を使い、正確な位置情報を得て、代かきや田植えや稲刈りなどの作業に活用している。

例えば、これまで田植え機には運転者一人と苗の補給者一人が搭乗して作業をしていたが、GPSガイダンスに連動する自動操作舵システムにより、一人で行えるようになった。作業人数の削減や労働時間の短縮は農家の負担を大幅に軽減している。なにより、農家がICTによって、離農せずに地域に残っていることで農村が維持されていることに価値がある。

全国で一番ICTを利用した先進的農業が多い北海道。これからはさらにICTの導入を進め、少ない人数で大規模の農地を維持して、日本の食料の安定供給を担う真価を發揮できると期待している。

## 道内の酪農・畜産経営を支援する北海道酪農畜産協会

一般社団法人 北海道酪農畜産協会

事務局長 鎌田 哲郎

一般社団法人北海道酪農畜産協会は、本道の基幹産業である酪農畜産の発展を支援し、畜産を取り巻く数多くの課題に取り組むため、社団法人北海道畜産会、社団法人北海道肉用家畜協会、社団法人北海道酪農リース協会の三団体が統合し、平成一〇年四月一日に発足しました。発足当時は社団法人でしたが、平成一〇年に公益性を問わない「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行され、平成一五年四月一日から一般社団法人に移行しました。

本協会における主な業務は、酪農畜産経営の改善や安定した経営を確立するため、経営分析と課題解決のための経営診断をはじめ、黒毛和種を中心とした肉用家畜の登記・登録及び育種改良と生産振興、畜産機械・施設のリース事業、肉用牛経営に対する経営安定対策、畜産クラスター構築に対する取り組みの推進、自

給飼料基盤の改善に向けた取り組みなど、酪農畜産の振興と経営の体质強化を図るため、各般にわたる事業を実施しています。

実施している主な業務を紹介します。

### 1. 経営診断等支援業務

(1) 経営診断

畜産経営は、生乳や肉といった畜産物の生産・販売により、より多くの利益を上げ再生產を繰り返し、この結果、安全で安心なおかつ美味しい食べ物を消費者に安定的に提供することを通じて、社会に大きく貢献しています。「食べる」ことは「生きる」ということですので、この意義は大変大きく、欠かすことのできない社会活動といえます。

しかし、畜産経営の特徴は、牛などを

仕入れてから生乳や肉といった畜産物を販売するまでに多くの時間を必要とします。さらに、畜産は畜舎などの施設や機械を取得するため多くの投資が必要です。そのため経営は安定しているといふばかりではなく、多くの負債を抱えて償還に苦慮している例も少なくありません。

本協会が実施する経営診断では、家畜の飼養動態、飼料の調製と給与、労働時間と労働費の把握、資産・負債の把握、収支状況など経営分析に必要な項目を調査し、これらを分析した結果をもとに課題を掌握して経営にアドバイスを行います。

## (2) 経営実態の把握

経営診断を行い、経営改善の支援を行うためには、最新の実態を把握し経営指標などを整理しておかなければなりません。

このため、本協会では指標となる優良な酪農経営の実態を調査し、状況の把握に努めています。平成二十六年から平成二十九年までの実績を調査した道内の酪農家一一八戸の集計結果は表一のとおりとなっています。

なお、分析対象とした酪農経営は、参考とする指標作成のために本協会が選定したものであり、集計結果が道内酪農経営全体の傾向を示すものではありません。

ABJによる融資を受ける際には、担保となる牛などの飼養状況を定期的に報告する「モニタリング」が必要となりますが、本協会では金融機関、地元農協どもABJ協定を締結し、運転資金を調達した畜産農家の家畜飼養状況や経営内容のモニタリングを実施しています。このモニタリングを継続する中で、経営上の課題が明らかになった場合は、関係者が一同に会し対処方針を協議・検討することとしており、当該経営の継続・発展に貢献しています。

畜産農家の経営には、素牛導入費、飼料費、肥料費、敷料費など多額の運転資金が必要となります。これらの資金をすべて自己資金でまかなうことは容易ではありません。多くの畜産農家では、これらの資金を金融機関から調達していますが、従来は不動産や保証人を担保とし

て融資を受けることがほとんどでした。

しかし、不動産が少ない場合や、あるいは保証人に重い責任を持たせない場合などに、新たな資金調達の方法として飼養家畜など動産を担保とした融資（ABJ）が推進されています。

ABJによる融資を受ける際には、担保となる牛などの飼養状況を定期的に報告する「モニタリング」が必要となりますが、本協会では金融機関、地元農協どもABJ協定を締結し、運転資金を調達した畜産農家の家畜飼養状況や経営内容のモニタリングを実施しています。このモニタリングを継続する中で、経営上の課題が明らかになった場合は、関係者が一同に会し対処方針を協議・検討することとしており、当該経営の継続・発展に貢献しています。

表1 H26～H29年実績平均 道内酪農経営実態調査集計値

※TMRC: TMRCセンター加入農家 大規模: 経産牛120頭以上

項目			全体	TMRC	搾口ボ	TMRC+ 搾口ボ	放牧	一般	大規模
調査延戸数	(戸)	118	27	13	11	46	25	26	
成換1頭当たり飼料栽培面積	(ha)	0.7	0.6	0.6	0.4	1.0	0.7	0.6	
生産原価	生乳	生産原価(円)	71.9	78.3	74.5	76.5	66.0	72.6	73.7
	1kg当り利息算入原価(円)	72.3	78.5	75.0	77.1	66.4	72.8	74.0	
	生産原価(円)	82.1	88.0	84.9	86.1	76.6	82.8	83.6	
	自給TDN1kg当り生産原価(円)	44.2	60.0	37.5	74.3	37.7	41.5	48.4	
所得	家族労働力1人当たり年間所得(千円)	10,450	10,111	13,541	11,418	9,301	10,642	15,831	
	家族労働1時間当たり所得(円)	3,823	3,175	5,191	4,783	3,621	3,718	5,530	
	経産牛1頭当たり年間所得(千円)	315	294	246	238	356	340	263	
	所得率(%)	31.4	26.1	24.9	19.9	39.0	32.7	25.5	
損益	経産牛1頭当たり	酪農収益(千円)	1,022	1,126	989	1,184	915	1,039	1,044
		差引生産費用(千円)	797	922	789	972	673	803	827
		購入飼料費(千円)	314	483	330	490	181	272	363
		減価償却費(千円)	152	146	187	152	144	156	177
		労働費(千円)	131	133	83	74	150	148	88
		売上総利益(千円)	225	203	200	213	242	237	217
		事業利益(千円)	134	105	103	116	161	143	124
		当期純利益(千円)	190	168	170	168	208	202	189
投下労働	家族労働力(人)	2.6	2.8	2.6	2.4	2.4	3.0	2.8	
	労働力1人当たり経産牛飼養頭数(頭)	35.7	34.7	53.3	48.7	26.2	35.8	61.7	
	家族1人当たり労働時間(時間)	2,864	3,216	2,866	2,472	2,820	2,678	2,929	
	経産牛1頭当たり飼養管理時間(時間)	90.7	93.3	57.0	52.2	107.5	95.1	55.9	
	経産牛1頭当たりふん尿管理時間(時間)	0.3	3.1	0.5	0.1	0.3	0.4	0.5	
	飼料生産10a当たり労働時間(時間)	0.7	0.3	0.5	0.2	0.5	1.6	0.4	
生産技術	経産牛1頭当たり年間生産乳量(kg)	9,011	10,157	9,310	10,206	7,773	9,193	9,445	
	乳脂肪率(%)	3.9	4.0	3.9	3.9	4.0	4.0	3.9	
		無脂固体率(%)	8.7	8.8	8.8	8.8	8.7	8.8	8.8
	乳蛋白質率(%)	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	
		MUN(mg/dl)	11.4	11.8	12.5	11.0	11.7	10.1	11.6
	体細胞数(千個/ml)	160.2	157.0	185.1	176.1	151.3	163.0	164.3	
	平均乳価(円)	94.7	95.1	94.1	94.5	94.5	95.0	94.3	
	平均初産分娩月齢(カ月)	25.0	24.3	27.0	25.6	25.0	24.4	25.3	
	平均産次数(産)	2.8	2.5	2.5	2.5	3.3	2.7	2.5	
	経産牛淘汰率(%)	26.1	29.0	27.7	29.5	21.6	28.9	29.1	
	平均分娩間隔(カ月)	13.8	13.9	14.2	13.9	13.6	13.8	13.7	
	分娩率(分娩頭数/経産牛頭数)(%)	96.4	95.4	100.0	99.9	97.5	94.2	101.1	
	受胎に要した種付回数(回)	1.9	2.3	0.3	1.9	1.9	2.0	1.4	
	乳成比	経産牛(%)	31.8	45.4	33.1	49.3	21.2	27.8	37.6
		経産牛+育成牛(%)	35.4	51.5	36.0	51.1	24.1	30.3	39.8
	TMR(自給飼料を除く・経産牛)(%)	—	30.7	—	—	—	—	—	
	TMR(自給飼料を除く・全体)(%)	—	31.9	—	—	—	—	—	
	経産牛1頭当たり濃厚飼料給与量(kg)	3,358	4,507	4,404	4,389	2,138	3,601	4,086	
	飼料効果	2.9	2.2	2.2	2.3	3.9	2.7	2.4	
	TDN自給率(%)	48.9	36.1	38.5	46.4	62.2	43.0	41.8	
	年間必要量に対する放牧依存度(%)	—	—	—	—	18.1	—	—	

## 2. 家畜の登記・登録及び改良

### (1) 肉用牛の登記・登録

肉用牛の中で  
も和牛は、戸籍  
の元となる子牛  
登記を行い、一  
定の能力を有す  
る個体を選抜・  
保留し繁殖牛と  
して利用すること  
で、その能力  
を高める必要が  
あります。この  
ため、本協会で  
は肉用牛の登  
記・登録業務を行  
ない、正確な

表2 黒毛和種道内登記・登録件数の推移

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 見込
会員数(戸)	3,156	2,965	2,915	2,893	3,022	3,117	3,100
登記件数(頭)	68,715	70,892	60,408	65,891	63,441	64,035	70,000
登録件数(頭) (基本・本原、高等)	7,265	5,443	6,166	7,534	8,607	9,876	10,500

血統を証明するとともに育種・改良に努めています。  
登記・登録件数の推移は表2のことおりです。

### (2) 肉用牛改良の推進

登記・登録データや枝肉データ等をもとに道内黒毛和種の情報を分析し、繁殖台帳、繁殖牛情報、種雄牛情報、血統情報及び育種価情報等を繁殖成績における子牛生産指数の育種価と併せて生産者や関係団体等に提供しています。

また、飼養管理技術や改良増殖技術の向上のため、生産者や地域の技術者を対象とした研修会等を開催しています。

## 3. 機械・施設リース

経営の体質強化を図るため、酪農・畜

産に関する機械や施設のリースをおこなっています。本協会のリースには、協会有リース、畜産近代化リース、畜産環境整備機構リースの三種類があり、自給飼料生産利用機械施設、生乳生産合理化施設、畜産環境改善機械施設などの貸付けを行っています。

### 4. 補助・受託事業等

#### (1) 肉用牛肥育経営安定対策 (通称「牛マルキン事業」)

牛枝肉価格や素牛価格の変動などにより肉用牛肥育経営の収支が悪化した際、生産者の積立金と独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金により補填金を交付し肉用牛肥育経営の再生産を支援しています。

この牛マルキン事業は、平成一二二年度

から措置されていますが、平成三十一年一月三〇日にTPP11が発効となつたのを機に肉用牛肥育経営安定交付金制度（通称「法制化牛マルキン」）へと移行し、補填率も従来の八割から九割になりました。

収支は品種（肉専用種、乳用種、交雑種）ごとに計算しますが、肉専用種については、法制化牛マルキン移行後北海道の区域で地域算定を行っています。

## (2) 肉用牛経営安定対策の補完

肉用牛の生産基盤強化を図るため、繁殖雌牛の増頭に対し一定の要件のもと奨励金を交付しています。

また、肉用牛ヘルパーを組織する肉牛生産者集団にヘルパー活動に要する費用や、簡易牛舎の整備、増築及び改造に必要な費用に助成を行っています。

さらに、北海道の特色のある肉用牛振興策として、褐毛和種肥育牛の計画出荷や日本短角種の牛肉生産振興、あるいは離島において島外家畜市場に子牛を出荷する生産者集団等にも助成を行っています。

## (3) 畜産・酪農収益力整備等 特別対策 — 機械導入 —

畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携・結集し、地域の収益性を高めるために組織した畜産クラスター協議会を対象に、国が補助する機械導入事業の参加を望むとともに等推進業務を実施しています。

（二）まで、本協会が実施している主な業務を紹介してきましたが、これ以外にも酪農事業や酪農GO事業、畜産特別資

金借り受け者に対する支援、草地難防除駆除に対する支援、自給飼料改善指導にかかる研修会の開催など様々な支援業務を実施しています。



## いきいき農業高校 第四回 北海道大野農業高等学校

### 一 学校の概要

本校の所在地である北斗市は、平成一八年二月に旧大野町と旧上磯町が合併して誕生した比較的新しいまちで、平成一八年三月に開業した北海道新幹線の北海道の玄関口「新函館北斗駅」が開業した

地域もあります。

旧大野町は函館市から車で約二〇分の、農業を基幹産業とする町です。北海道水田発祥の地として北海道の水稻栽培をリードしてきました。

大野農業高校はこの旧大野町に昭和一六年に開校し、現在まで約八、七〇〇名の卒業生を輩出するなど、道南地域

の農業高校拠点校としてその役割を果たしてきました。現在は農業科・園芸科・食品科学科・生活科学科の四学科を有する生徒数一八〇名の全日制農業高校です。昭和四年には文部省の自営者養成農業高等学校B型校（平成一〇年に農業経営者育成農業高等学校に名称変更）の指定を受け、経営者育成寮「清和寮」では、農業科、園芸科、生活科学科の生徒がそれぞれ四ヶ月間入寮しています。

本校生徒の出身地は一〇市町村にわたり、地元の北斗市及び隣接する函館市や七飯町からの生徒が九五%を占めています。農家の子弟は年々減少し、非農家の生徒が増加する傾向にあります。学習面では専門科目と併せ基礎学力向上に重点を置いた指導を行っています。また、資格取得にも力を入れ、一二七種類の資格取得講座を開設しています。卒業生の進路状況は進学（大学・短大・専門学校）が約三割、就職が約七割と



北海道水田発祥の碑

なっており、七年連続で進路決定率一〇〇%を達成しています。

## 二 地域と歩む農業高校(情報発信源としての農業高校の役割)

### ■「食」ぐるを繋ぐまちづくりフォーラム

2018 in 大農～農と食からうの情報発信～

の農業関連機関が集まり、また、多くの先進的農家や観光農園、六次産業化に取り組んで業績を伸ばしている酪農家などが存在しています。

北斗市や近隣市町には地元産の優良食材を活用したレストラン等の飲食店が次々と誕生しています。このフォーラムの目的は、このような環境の中で、農業高校の学習内



フォーラム風景

農業を取り巻く環境の変化として国際化、情報化、技術革新の進展等にどのように対応してまちづくりを進めるべきかとの思いから、鎌田一宏校長が中心となり、平成三十一年八月二十五日に本校体育館で開催されました。

本校周辺には渡島農業改良普及センター、道南農業試験場、JA新はんだて等、多く

今回のフォーラムは基調講演、パネルディスカッション、学校農場公開の三部構成と

容である「生産」「加工」「流通」「販売」のフード・システムを学ぶ生徒と農業関連産業に係わる方々が一堂に会し「食」について考へる機会を持つことがあります。

し、運営については受付、司会、試食・販売コーナー等全て生徒が行いました。会場には幼稚園から大学までの教育関係者、行政機関、農業関係者や一般市民の方々、約110名が参加しました。

## ■JGAP認証取得の取組

### ～北海道水田発祥の地から

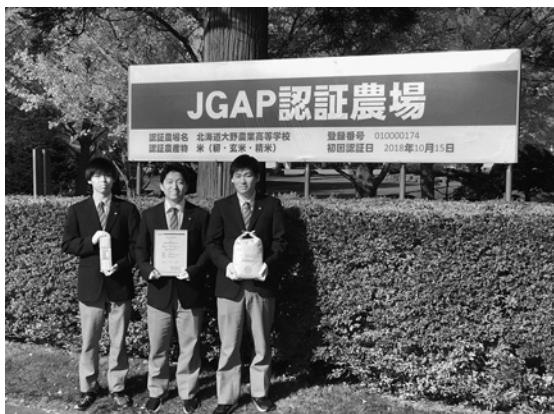
#### GAPを広めな～

本校ではJGAPの認証を10月15日に取得しました。北海道の農業高校でのGAP認証取得は四校目となり、米（糀・玄米・精米）までの過程でのJGAP認証取得は初めてとなります。

取得した認証生産物の米（糀・玄米・精米）については、農業科水稻専攻班の生徒十五名（三年生六名、二年生三名、一年生六名）が取り組みました。昨年一月から研修を行い、二月には模擬審査を実施しまし

た。その後、農場の整備や帳簿の整理などに取り組んできました。九月四日には生徒たちがGAP審査員からの質問に対する説明と実地検査を実施しました。10項目にわたる指摘を受けましたが、その改善に取り組み、認証取得となりました。

JGAP認証を取得したことにより、2010年東京オリンピック、パラリンピック出場選手への食材提供のエントリーが可



認証農場の看板前にて



書類審査（2018.9.4）

能となりました。  
専攻班の班長は「実際に水稻を栽培しながらの認証取得で大変でしたが、各管理点での意味がよくわかり理解することができました。」「農業高校がGAPを取得する」とにより、今後は地域にGAPが広がっていくような活動をしていきたいです。」  
感想や意気込みを語ってくれました。

今回生産した米は一一月一〇・一一日に

東京で開催されました「二〇一八年全国農業高校収穫祭」で販売され、好評をいただきました。

本校では今後、米以外にも力を注いでいきたいと考えています。本校は、全道の農業高校最大規模の果樹園を有していることから、果樹や野菜でのASIAGAP認証取得に向けた取組を行っています。

東日本大震災から八年目を迎えた二〇一九年三月一一日、犠牲となつた方々への追悼の気持ちと、被災地東北の更なる復興を願い、東北と北海道を結ぶ北海道新幹線、新函館北斗駅において、「3・11東日本大

■3・11東日本大震災みんなのつどい

黙 祈



## JGAP認証書 CERTIFICATE

【認証農場名】  
北海道大野農業高等学校

【農場所在地】 北海道北斗市向野2丁目26-1  
【農産物取扱施設】 ライスセンター：北海道北斗市向野2丁目26-1

審査の結果、貴農場がJGAPの認証を  
取得したことを以下に証します。

【登録番号】	010000174
【認証番号】	ACCIS-G18-101502
【認証基準】	JGAP 農場用管理点と適合基準 農物 2016
【認証の種類】	個別
【生産工数カテゴリー】	穀物(栽培・収穫・取扱い・精米)
【認証農産物】	米(精・玄米・精米)

初回認証日	更新認証日	有効期限
2018年10月15日	-	2020年10月14日

北海道札幌市北区北7条西6丁目2-34 SKビル7F  
株式会社 北海道有機認証センター  
「北海道GAP認証センター」  
代表取締役 塩田 康隆

Assistant Center of Certification and Inspection for Sustainability



募金活動

震災みんなのつどい」を開催しました。当日はあいにくの雨模様となりましたが、地震発生時刻の一四時四六分の参加者全員による黙祷に合わせ、生徒たちは午前九時から準備に取りかかりました。会場周辺への花のプランター設置、募金活動、函館水産高等学校生徒が思いを込めてつくったストラップ入り缶詰の配布等、積極的に活動しました。

観光で駅を訪れた観光客の方からは「雨の中ご苦労様」とねぎらいの言葉をかけていただき、また、快く募金に応じてくれる方々が多数おり、生徒たちもやりがいを感じていました。

福島県では依然として原発事故の放射能汚染による農作物や水産物への風評被害が続いており、東北の太平洋沿岸の市町村では人口流出により地元の水産業が衰退する等、同じ農業や漁業、水産関連産業に携わる高校生として少しでも力になれたらとの

思いから、今年初めて農業・水産の一校共同での開催となりました。

### 三 農業後継者育成の取組

#### 道南農業経営者育成対策協議会

校の農業教育振興を通して、農業経営者の育成・確保を図ることを目的として平成二年に設立されました。事業内容は次の五項目となっています。

- ①農業経営者・関連産業技術者の拡充・発展
- ②関係機関・団体との連携強化
- ③地域農業振興への助成
- ④教職員・生徒の各種研究活動への助成
- ⑤その他、本会の目的達成に必要な事業

本会は、渡島、檜山を含む道南の農業発展に寄与するため、北海道大野農業高等学



今年度の広域視察研修

では、農業経営予定者や農業関連産業への就職を希望する三年生三名が参加し、道央で農業の六次産業化に取り組む先進酪農家の「米村牧場チーズ

工房「ラツツ」、農機具メーカー「ヤンマー  
アグリジャパン」、乳業メーカー「雪印メ  
グミルク酪農と乳の歴史館」、京極町に昨  
年完成した「よつてい農協ニンジン集出荷  
選別施設」の見学を実施しました。

また、農業関係機関の訪問研修では、普  
及センターや農業試験場の役割や業務内容  
について学び、実技研修として農業改良普  
及センターでの土壤診断研修、農業講演会  
では酪農学園大学教職センター農業科教育  
研究室の飛谷淳一先生をお招きしての「土  
壤硬度」についてのお話をいただきました。  
卒業後の進路に直結する研修とあって、  
参加した生徒は懸命にメモをとり、わからな  
い点については積極的に質問していました。

きな問題となっています。本校の位置する  
渡島管内でも一〇一五年度のデータでは販  
売農家戸数一、七五九戸とこの五年間で一  
三%の減少となり、全人口に占める六五歳  
以上の方の割合は四一%となっています。  
道南地方の農業はこれまで北海道における  
水田・畑作および酪農の発祥の地として、  
歴史的な歩みを続けてきた土地柄ではある  
ものの、全道的にみて経営規模が小さく、  
主業農家率が低いため、今後ますますの活  
性化対策が必要となっています。

その一つとして、「農」「食」「医療」「福祉」  
が有機的に結びついた地域づくりが求めら  
れています。農業は生命維持産業の根幹と  
なる必要不可欠な産業です。農業高校が地  
域への情報発信源としての役割を担い、農  
業やその関連産業が果たす社会的意義や役  
割について正しく認識し、自信を持つて地

全国的に農家戸数の減少、農業就業者の  
高齢化による担い手不足、労働力不足が大

きな問題となっています。本校の位置する  
渡島管内でも一〇一五年度のデータでは販  
売農家戸数一、七五九戸とこの五年間で一  
三%の減少となり、全人口に占める六五歳  
以上の方の割合は四一%となっています。  
道南地方の農業はこれまで北海道における  
水田・畑作および酪農の発祥の地として、  
歴史的な歩みを続けてきた土地柄ではある  
ものの、全道的にみて経営規模が小さく、  
主業農家率が低いため、今後ますますの活  
性化対策が必要となっています。

※ 執筆・写真提供は、山城誠教頭先生に  
て担当頂きました。

… … …



高齢者との寄せ植え交流会

## 四 おわりに

体制づくりに取り組んで行きたいと思います。

# 「台所」

ペンネーム 粟山文月

私が家のなかで一番好きな場所は台所だ。キッチンではない。台所、がしつくらぐれ。

子どものじゅかに食べるひとは大好きだったたし、台所は母がおいしい料理を作り出す特別な場所ではあった。けれど、結婚するまでは台所に立つことも、覚えるひともほとんどなかった。

結婚当初、夫は私が料理をするひとに少しの期待もしていなかつたそつ。料理をしそうに見えなかつたらいい。付き合つていたじゅかに手料理をうながつたことはないし、料理の話をしたことがないもの、そりやそりやうだよね……。

確かに料理は得意ではない。けれど嫌いじゃない。それに母たちから「ご飯をきちんとつくるよう教わつていたので、結婚したら実践しようと思つていた。だから、結婚してからは毎日料理本を片手に、メニューによつては義母

や実母、大分の母の料理をする姿を思い出しても懸戦苦闘しながら作つていった。夕食ができるまでに一時間位かかるひとむじばじば。今思えさせ、夫は文句も言わず、よく待つてくれたなと思う。

そんな状態だから、必然と台所にいる時間が長くなる。いつもするとだんだん「まな板はつるしておきたい」「ここに調味料棚が欲しい」「調理台がもう少し高くなつたらいいな」と思つようになつた。六年前に今の家に引っ越すとき、大工の夫は「彼らの要望を叶えてくれた。

今までで一番お気に入りの台所に出会つた、毎日料理をするのが楽しくて仕方がない。料理の腕も少しずつあがり?、調理時間もだいぶ短縮できるようになつた。



## ペンネーム 栗山文月さん

農家ではないけれど、農村地区に夫と息子2人、犬1匹とともに暮らす。

夫は大工。

600坪の畠は義父母が管理。ときどき、苗や野菜をご近所さんからお手伝いいただく。

水路の掃除や集落の草刈りにも参加し、農村での暮らしを楽しむアラフォー母さん。



私は「ご飯をきちんとつくる」との大切さを教えてくれたのは三人の母たちだ。



実母は、漬物、みそ、梅干し、カレールー、ジュースなどなど、何でも手作りする人で、調味料も無添加のものを厳選し、家族には体に良いものを、常に気を配ってきた人だ。季節の食材を意識して使い、行事食も欠かさない彼女のこだわりは、私にかなりの影響を与えていた。今でもおせち料理はすべて手作りだ。

義母は仕事をしながら、三人の息子と一緒にちゃんとあちゃんを含む七人分のご飯を作っていた人。とにかく手早く、ちゃちゃっと短時間で数品作る。

ピーク時には一日一升以上のお米を炊き、二～三リットルの牛乳が消耗したそう。買い物も毎回両手で持ちきれない

ほどだったようだ。そんな忙しい母を見て育った夫や義父、義弟たちは、今でも家事を積極的に手伝う。

三人目の母は、社会人になってから

知り合った、大分の母。大分で農家民泊を行っている。七十代後半の現在も、畠仕事をしながら、夫や姑の介護、娘や孫の食事の準備や送り迎えをしながら、お客さんをもてなすスーパー母さん。彼女が作ったものはどれもとってもおいしいくて、ついつい食べ過ぎてしまう。「おいしい!」などと、必ず「もうじゃろ! もうとお食べ」と出してくれるのは、とりめしに手打ちうどん、手作りこんにゃくの刺身におでんなどどれも手間のかかっている料理ばかりだ。

彼女と出会ってから10年近くなるだろうか。私が結婚の報告をしたとき、涙を浮かべながら「よかつたねえ。幸

せになりなさいね」と喜んでくれた。

その後、夫と大分を訪れたとき、夫婦

円満の秘訣を尋ねると「奥さんはね、

毎日きちんとご飯を作ればいいんよ」

と話してくれた。子どもがおなかに宿つ

たとき、不安で余裕がなかつた私の心

中を察したのか、彼女は笑顔で「母親

はね、毎日きちんとご飯を作れば、そ

れでいいんよ」と言った。振り返つて

みれば、実母も義母も、家族のために

きちんとご飯を作ってきた人たちだ。

私が信頼する母三人が言うのだから間

違いない。この日から、とにかく私な

りにきちんとご飯を作る」とを心掛け

た。

◆ ◆ ◆

一〇一九年冬。起床した私がまずす  
く起きるのは本当に辛い。自覚  
ましをセットしていても寝坊してしま  
うこともある。そんな時はさあ大変！  
慌てて準備に取り掛かるも「ご飯、炊  
けた？お弁当まだ？」と急かされ、

築七十年の我が家。リノベーションをして快適に過ごせるようになりました。

お弁当を作る」と。朝ごはんは朝食がパンだと夫も一人の息子たちもお昼ま

で持たない暮らし、朝食はいつもご飯

とみそ汁プラス何か一～二品。

お弁当は、体を動かす夫や研修生な

ど男子が満足するようなボリュームの

ある、野菜をたっぷり使ったおかずを用意する。入れ物はどんなふうにご飯を盛り、その上におかずをのせていく、

のつけ丼スタイル。最近は寒い日が続

いていたので、あたたかいものをと、

みそ汁や豚汁、いも団子汁にクリーミム

シチュー、ポトフやカレーなどを作つて鍋」と持たせた。三台のガスコンロ

はいつもフル稼働。

朝が弱い私にとって、この季節、日

の出前に起きるのは本当に辛い。自覚

ましをセッティングしても寝坊してしま

うこともある。そんな時はさあ大変！

慌てて準備に取り掛かるも「ご飯、炊けた？お弁当まだ？」と急かされ、「あと少し。もうちょっと待って」と



言いつても「早くしめてー。遅れちゃうよ」「  
追い打ちをかけられる。「もうすく  
だから!」などいつもながらのに慌  
てて台所をバタバタ歩き回る。

六時四五分に夫と研修生が、七時過  
ぎに息子たちが登校するとよつやく一  
息つける。さ、家を出るまで、あと一

時間。台所に立ちながらお味噌汁をす  
すり、お釜をのぞき込むと、六合炊い  
たはずのお米がもうない。昨日は七合  
炊いて余ったから六合にしたのに……  
明日は六・五合にして炊いてみようと  
なんて考えたりしながら、余りものを  
つまんで私の朝食は終了。

毎朝、嵐のように時が過ぎ、各自仕  
事へ、学校へ向かう。そしてまた家

族が集合するのは夜の七時過ぎ。夫も  
息子たちも「ただいま。腹減ったあ、  
今日の晩ご飯は何?」と帰ってくる。  
「今日は親子丼だよ」「やったあ」とい  
ふを嗜む人であれば、つまみも用意する。

機嫌な日もあれば、「今日はトマトパ  
スタだよ」「え、今日は少なめでいい  
わ」と夕飯前にテンションがだだ下が  
りな日もあつたり。料理が完成した後  
は、それぞれ今日一日あつたことを話  
しながら、夕食を楽しむ。

◆ ◆ ◆

夫は時々「今日は俺に任せて」と得

意のチャーハンを作ってくれたり、冷  
蔵庫の残り物をアレンジして出してく  
れたりする。普段は喧嘩ばかりしてい  
る子どもたちも「今日の夕飯、お願ひ  
ね」と頼むと「オッケー」と楽しそう  
にタッグを組んでつくってくれるし、  
給食がない日も、お皿ご飯を自分たち  
で用意するようになつた。

週に一回程度、夫の知り合いやお客様  
さんも一緒に夕食を囲む。今では珍し  
くない、我が家の中の光景だ。お酒

のつけ丼スタイルのお弁当





お米をとぐ次男。彼の毎日のお仕事です。

本州出身の人であれば、いも団子汁のよつな北海道の郷土料理を作ったり、単身赴任の男性であれば、普段足りないであろう栄養を補うような煮物やサラダを、いつわふりと遊びに来る人であれば、前回の料理とかぶらないようにな……と、客人の状況に応じてメニューを考える。

料理上手な友人が来た時には台所に立って料理してもらいつこともある。友人の中には、プロ並みの腕前の持ち主もいれば、本物の料理人もいる。そんな時は横に立って料理のコツを教わったり、最初に味見をさせてもらつたり。

◆ ◆ ◆

結婚して十数年、私にとって台所は、毎日の「飯を作る仕事場である」と同時に、自分のペースで過ぐせるプライベートな空間であり、家族や知人との交流を楽しむオープンスペースでもあります。

とはいって、妻歴、母さん歴十数年の私は、まだまだひよっこなので、これからも、この「台所」の小さな世界で、思い切り楽しんでおいしい料理と素敵なお思い出、出会いを作り続けていきたい！

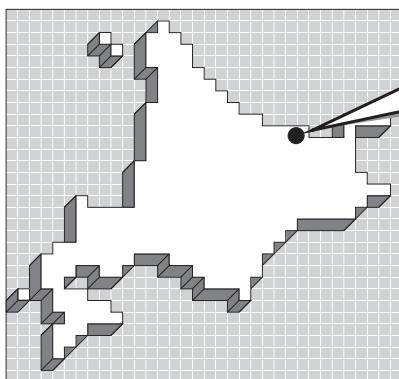
る。もちろん、新しいメニューを考えたり、以前教わった料理を試してみたりする実験場でもあるし、大切な人と過ごし味わう特別な場所でもある。

たぶん、「台所」に毎日立つて「飯を作ってきたことで、直接子どもたち

に言わなくても、彼らはぜんと食べ物に関心を持ち、自分の手を動かしてつくり、お箸さんとふれあい、食事の時間の大切にするようになったと思つ。

大分の母が言っていた通り、きちんとご飯を作り続けることが子育て・家庭教育の秘訣なのかもしれない。

## 連載 わがマチの自慢 No.21



網走市

# 躍進する農業の確立を目指し、 新たな農業振興計画がスタート

網走市は、世界自然遺産の知床や阿寒摩周、大雪山の三つの国立公園に囲まれた網走国定公園の中心に位置し、オホーツク海に面している。冬の風物詩である流水は重要な観光資源であり、また、豊富な水産資源をはじめ多くの自然の恵みをもたらしてくれる。東西三三・一一km、南北二七・七kmで、総面積は四七、一〇〇ha。市内には、ラムサール条約の登録湿地に認定された濤沸湖をはじめ、網走湖、能取湖など大小五つの湖沼があり、その面積は約一〇、一〇〇haで市の総面積の一割を超えている。網走川の河口付近に中心市街地が形成されており、中心市街地と南側の丘陵台地は多くが穂やかな平坦地

であるが、その周辺は波状傾斜地や高台となっている。耕地面積は総面積の約二割を占めている。

### 農業の概要

網走市では、麦類、馬鈴しょ、てん菜の畑作三品を基幹に大型農業機械による大規模な畑作経営が展開されている。三品の作付面積は市内の全耕地面積一四、〇〇〇haの七割を占めている。麦類では小麦の他に、古くからサツボロビールとの契約によるビール大麦生産が行われている。馬鈴しょはでんぶん原料用がおよそ九割を占めており、原料用農産物生産地域である。かねてから“第四の作物”として導入・

表1 網走市の主要農作物作付面積の推移 (単位:ha)

区分	小麦	大麦	馬鈴しょ	てん菜	豆類	野菜
平成19年	2,593	1,364	3,048	3,547	277	290
27年	3,219	1,030	2,966	3,261	434	200
28年	3,142	1,088	2,682	3,295	468	198
29年	3,242	1,076	2,728	3,144	435	177

資料：網走市「あばしりの農業」

表2 販売農家数および農業就業人口の状況

区分	網走市	北海道
販売農家数（戸）	2005年	406
	2015年	349
	増減率	△ 14.0
農業就業人口（人）	2005年	1,235
	2015年	1,009
	増減率	△ 18.3
平均年齢（歳）	2005年	52.6
	2015年	52.7
65歳以上の割合(%)	2005年	28.0
	2015年	22.5

資料：農林水産省「農林業センサス」

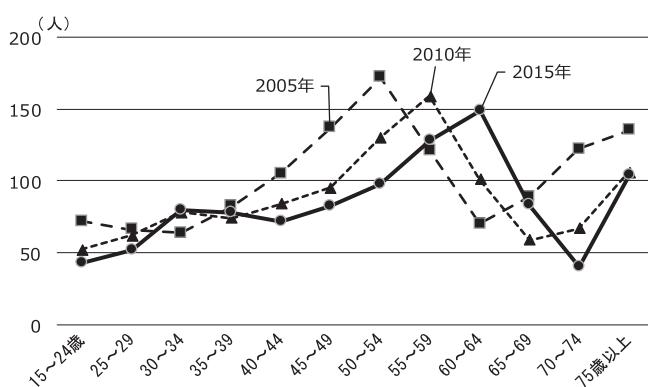


図1 網走市の年齢別農業就業人口の推移

資料：農林水產省「農林業七八廿八」

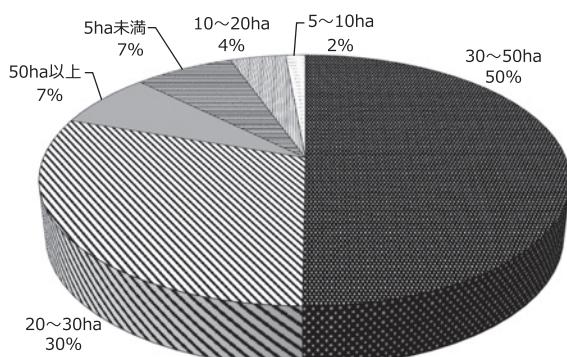


図2 網走市の経営耕地規模別販売農家数構成比率

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

定着が課題となっていた豆類については、大豆や小豆が栽培されており、近年は四五〇ha前後の作付けとなっている。一方、ながいも、ごぼう、だいこんなど生産振興に取り組

んできた野菜は、天候不順による生育不良や労働力不足の影響で近年作付面積が減少傾向にある。畜産も重要な部門であり、乳用牛、肉用牛のほかに、商系業者による大規模

な養鶏やブロイラー生産が行  
われている。

ると一四%減少している。農業就業人口（販売農家）は、一〇〇九人で、一〇年前に比べ一八%減少している。農業就業人口の平均年齢は五一・七歳。六五歳以上の割合は二一・

5%で、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化は進んでいるが、全道平均に比べると穏やかに進行していると言える。ただし農業就業人口を五歳刻みに見ると、最も厚い層が六〇～六四歳で約一五%、次いで五五～五九歳が約一三%となつておおり、今後高齢化が加速すると見込まれる。また、販売農家一戸当たりの平均経営耕地面積は三一・九haであり、三〇～五〇haの農家が五割、一〇～三〇haの農家が三割を占めている。

市内に本所があるオホーツク網走農協は、一九九一年に南網走、網走中央、西網走の三農協が合併して発足し、一九九九年には網走市農協と合併して市内一円の農協となつた。さうに一〇〇八年には東藻琴村農協と合併し、現在に至つてゐる。

## 第一二期網走市農業振興計画

期間としている。

計画では、「時代の変革に対応し、躍進する農業の確立を目指して」を基本目標とし、この目標を実現するために、

①「安定した農業基盤の確立と新技術の導入」、②「多様な

担い手の育成や確保により活力ある農業の推進を目指す」、

③「的確な一ニズ把握による販路拡大と高付加価値の推進」、

④「快適で、心豊かに暮らしていける農村環境づくり」の四つの課題を設定している。四

つの課題に対しては、例えば

「担い手・農業後継者の育成・

国内でも発生が確認されている家畜伝染病の発生リスクなどを、さまざまな環境や技術の変革に対応し、躍進する農業の確立をめざすもので、一〇一三年度までの五年間を計画



麦類乾燥調製貯蔵施設

確保を支援」など三つの方策を、③では、「新規作物の導入に対する研究・取り組みへの支援」など四つの方策を、④では、「農村地域の魅力を発信し農村景観・体験型観光

を推進」など三つの方策を掲げている。また、目標とする年間農業所得については、前計画に比べ四五〇万円アップの一、四五〇万円程度と意欲的な目標を掲げている。

## 網走型営農集團 組織の現況

網走市内では畑作の機械化を進めるため、農協を中心に補助事業を活用し、集落機能を果たす営農集團組織を基盤に機械利用組合を整備して、機械の共同所有・利用を進めってきた。こうして網走型ともいわれる、麦類、馬鈴薯、てん菜の畑作三品に特化した機械化一貫体系を築き、効率的な営農を開拓してきた。



もち麦の収穫

共同利用や共同作業の形態等は、利用組合の成り立ちなどから地区（旧農協の範囲）によつて違いが見られる。すべての機械を所有・利用し、機械ごとに専任オペレーターを配置してすべての作業を共同化している利用組合や、機械の所有・利用や作業の中には、ここ一〇年ほどの間に、営農集団内の離農跡地を円滑

機械を持ち回りで利用し、すべての作業を個別に行つて、いる利用組合などである。

現在、市内には三六の営農集團に、七九の利用組合があり、九割程度の農家は何らかの利用組合に加入している。

麦のコンバイン利用組合のように複数の営農集團にまたがつて組織されている組合もある。近年は、融雪剤散布に使うクローラ式トラクターや豆類のコンバイン、農産物運搬トラック、種子いも貯蔵庫など、それぞれ単体の機械施設の共同利用を、営農集團を越えて行つて、いる利用組合もある。

一〇一五年に網走市内の一部圃場で、国内で初めてジャガイモシロシステムセンチュウ（以下「GP」という。）の発生が確認された。翌年の追加調査の結果、一六一ほ場、約六七八haにGPの発生が確認され、基幹作物の生産に大きな影響を与えていている。

GPが確認された地域では、一〇一六年一〇月から植物防

## 進むジャガイモ シロシステム チュウ防除対策

に継承していくため、個別経

営を残しながら利用組合を法人化し、法人が離農跡地を取得して営農するといった法人化が進んできている。

疫法に基づき、発生圃場での馬鈴しょなどのなす科植物の栽培の禁止、防除区域内で生産されたなす科植物の地下部（馬鈴しょ）や、その他植物の地下部であつて土の付着したもの（てん菜、根菜類等）の移動制限などの防除措置が講じられた。また、発生圃場におけるGPの密度を検出限界以下にすることを目的に、北海道が防除事業の実施主体となり、市やJAなど地元関係機関と連携しながら、輪作を前提として、国が定めた土壤消毒と対抗植物（トマト野生種）の栽培を組み合わせた本格的な防除が行われている。これまでに土壤消毒による防除が延べ約五一ha、対抗植物の栽培による防除が延べ約

五九六haで実施されており、防除が実施された圃場では土壤検診の結果、GPが検出限界以下になっている圃場も確認されている。GPの根絶を最終目標に見据え、今年度中にすべての発生圃場の防除を完了し、GPが検出限界以下になるよう防除対策が進められていく。

## ながいもの輸出と 高付加価値化

JAオホーツク網走では、ながいもの輸出に取り組んでいる。国内での価格低下等に対応するため、新たな販路を開拓しようと一〇一三年度から輸出を始めた。輸出先は国内他産地との競合を避けるた

めアメリカを中心にしている。

規格は三七以上の大好きなサイズである。JAでは一元集荷

体制を整備してきたほか、東藻琴村農協との合併以降、両地域で生産されていた長いもの種子を二〇一七年産から統一するなど、品質や生産性の向上に取り組んできている。

輸出に当たっては、JA組合長とともに市長もトップセールスを行うなど、市としても積極的に支援してきた。しかしながら、台風等の気象災害により生産量が減少、国内需

求関係の交付金を活用して、隣の大空町や東京農業大学、JAオホーツク網走と連携して「農産物高付加価値化推進広域協議会」を設け、調査・研究を行っている。

ながいものに含まれるタンパク質のディオスコリンには抗インフルエンザウィルス作用があることが確認され、イン

関とのつながりも継続したいとのことで、今後ともルート維持の支援に努める考えである。

また市では、ながいもの規格外品等を活用して付加価値の高い商品を開発しようと、ながいもの機能性に着目した「地域連携長いも高付加価値化推進事業」に取り組んでいる。この事業は国の地方創生「地域連携長いも高付加価値化推進事業」に取り組んでいた。JAオホーツク網走では、ながいもの輸出に取り組んでいる。国内での価格低下等に対応するため、新たな販路を開拓しようと一〇一三年度から輸出を始めた。輸出先は国内他産地との競合を避けるため、新たな販路を開拓しようとした。輸出先は、

フルエンザ予防食品としての応用が期待されている。広域推進協議会では、ながいもの機能性を活かした商品開発を進めるとともに、機能性の実証試験、市場における有望性や需要の調査などを進めている。

し、山形県長井市をはじめ開発グループの許可を得た全国六か所でのみ栽培されており、北海道内で栽培許可を得ているのは網走市だけだ。

網走市では、二〇〇九年に「オホーツク行者菜研究会」

を設立し、三町二一haで栽培が

始まり、現在では七戸で一八haの栽培面積となっている。

収穫は年一回で、五月上旬か

網走市内では道内で唯一「行者菜(ぎょうじやな)」が生産されている。

行者菜は行者二ン二クと二フを掛け合わせた野菜で、見た目や食感は「二二ハ」に似ているが、味や香りは行者にんにくに近いとのこと。宇都宮大学農学部のグループが開発



行者菜

## 「行者菜」と 「もち麦」に注目

ら八月上旬にかけて、網走市内のスーパー等で販売されている。市としても地元の消費者にも関心を持ってもらおうと今ジで紹介するなど行者菜のPRに力を入れている。

網走市が最近その機能性に注目しているのがもち麦だ。

米にうるち米ともち米がある

ように、大麦にももち性のものがある。もち麦はβ-グル

カンという水溶性の食物繊維が豊富で、血中のコレステロールを正常化したり、血糖値の上昇を抑えたりするほか整腸作用があることが確認されて

いる。網走市や東京農業大学、民間関連企業、生産者で構成する「オホーツク機能性大麦推進協議会」では、もち麦の生産拡大をめざして試験栽培や品種の比較試験、機能性の

確認試験などを行っている。市としても、地元の消費者にも関心を持ってもらおうと今年一月に、もち麦の魅力とおいしい食べ方に関する講演やもち麦を使った料理教室を開催した。

## 麦の地産地消

網走市内では原料作物の生産が主体であるため、なかなか地産地消が進めにくい環境にあると言える。こうした状況の中であっても市では、小中学校の給食に提供するパンに地元産の小麦が使えないか検討し、二〇一六年からJAオホーツク網走の協力を得て、地元産「春よ恋」の小麦粉一〇〇%のパンを、市内小中学

校一四校の給食に提供している。

また、一般市民向けにも、一〇一五年度から「あばしり麦フェスタ」を開催し、地場産小麦に対する理解の醸成と地産地消の推進に努めている。地域の恵みを地場で加工・消費することによって、地域の新たな可能性が広がっていく。



あばしり麦フェスタ

## 地域に活力をもたらす東京農業大学

一九八九年に網走市内に開設した東京農業大学生物産業学部（オホーツクキャンパス）は、実学主義に基づいたさまざまな教育プログラムや、産学官連携の取り組みなどにより、地域資源を活用した地場産業の活性化や地域の人材育成等に大きな役割を果たしている。

また、若い学生の流入は地域に活力を与えるとともに、学生アルバイトは、労働力不足に悩む農業現場において主力となる貴重な雇用（臨時労働力となっている）。さらに、

と厚木キャンパス（神奈川県）の学生の受け入れも行っており、農業体験などを通じて地域や農業などについての理解を深めてもうとともに、将来的には地元の人材確保につながることが期待されている。

### 〈取材後記〉

今回は、関係者の挑戦的な

取り組みも敢えて紹介させてもらつた。網走型の営農体系

は畑作三品に特化した極めて効率的な生産体系を築いてきたが、一方で、作付けが三品に集中し、第四の作物がなかなか定着しないなど生産の多様性が失われてきた面も少なからずある。そこへ近年の台

風やゲリラ豪雨などの気象災害や担い手・労働力不足の現実が追い打ちをかける。こうした状況を何とか打開しようとしてICTの活用をはじめ、新たな特産作物や付加価値の高い加工品づくり、地産地消などを幅広い関係者の連携により進め、地域社会に新たな活力をもたらさうとしている。関係の皆さんのが活躍に注目したい。



網走市役所農林課やJJAオホーツク網走のみなさまには、取材の対応や資料・写真の提供、原稿の確認など多くのご協力を頂きました。心からお礼申し上げます。

世田谷キャンパス（東京都）

## 人事異動

△新任△

特別研究員 野津 裕 (2月1日付)

総務部参与 今五月 (3月1日付)  
専任研究員 脇谷祐子 (4月1日付)

△退職△

専任研究員 山口和宏 (3月31日付)

\*4月1日より鳥取環境大学へ



研究会・研修会等への  
報告者・講師の派遣

(平成31年1月～3月)

○「第一回村づくり・人づくり  
り冬季報徳研修会」  
～ときめきセミナー～

主催 一般財団法人

北海道報徳社

とき 平成31年1月13日

テーマ 報徳仕法の近代性及び本  
道漁協における安藤孝俊

とき 平成31年2月18日  
テーマ パートナーシップ実体化  
に向けての意識改革

翁の事績

総括助言者 黒澤 不二男

報告 黒澤 不二男  
(当研究所・顧問)

(当研究所・顧問)

# おしらせ

---

## 第29回（令和元年度）通常総会の開催

開催日時 令和元年5月29日（水）午後1時より

開催場所 ニューオータニイン札幌 2階「北斗の間」  
北海道札幌市中央区北2条西1丁目1-1

### 提出議題

- 議案第1号 平成30年度事業報告並びに計算書類について
- 議案第2号 令和元年度役員報酬額について
- 議案第3号 令和元年度会費の賦課及び徴収方法について
- 議案第4号 役員の選任について

## 通常総会特別講演会の開催

開催日時 令和元年5月29日（水）午後2時30分より  
(通常総会終了後)

開催場所 ニューオータニイン札幌 2階「鶴・西の間」  
北海道札幌市中央区北2条西1丁目1-1

講演テーマ 「食料基地北海道を支える物流の役割と課題」

講 師 北海商科大学 商学部 教授 相浦 宣徳 氏

◆平成三〇年度の

農業総合研修会は、

「准組合員問題の

対応方向について」と題し、北

海学園大学の宮入教授に旭川市で講演いただいた概要を掲載しました。

准組合員の事業利用のあり方にかかる検討期間が差し迫る中、これまでの実態から

の検証や時代に即して捉え直す新たな協同組合の価値創造、食

と農でつながる五五〇万人サポー

ターブルの展開などと関連して、様々な視点から提言されて

います。ご一読願います！

◆日本球界・大リーグ双方で記憶にも記録にも残る偉業を成し

たイチローが引退することとなつた。代打専任、また日本球界復

帰という選択肢もあるのではと願つ人もいると思うが、走・攻・

精神力、体力維持にいたるノウ

守すべてで一〇〇%を求めるイチローなうではの判断基準があつたのだろう。昨年、鮮烈にメジャーデビューした大谷翔平の姿に強く世代交代を意識させられたのかもしれない。監督にはならぬかも。春の訪れも桜の開花宣言とともに北進してきている。例年よりやや早い模様だが、四月となると新年度を迎えたばかりの北海道ではもう少し先になる。札幌

◆春の訪れも桜の開花宣言とともに北進してきている。例年よりやや早い模様だが、四月となると新年度を迎えたばかりの北海道ではもう少し先になる。札幌

これまでに蓄積してきた技術や精神力、体力維持にいたるノウ

もに北進してきている。例年よりやや早い模様だが、四月となると新年度を迎えたばかりの北海道ではもう少し先になる。札幌

これまでに蓄積してきた技術や精神力、体力維持にいたるノウ

## DATA FILE

### 関連事項／DATA

#### 北海学園大学

〒062-8605  
札幌市豊平区旭町4丁目1番40号  
☎ 011(841)1161(代)

#### 網走市役所

〒093-8555  
網走市南6条東4丁目1番地  
☎ 0152(44)6111  
Fax 0152(43)5404

#### 一般社団法人 北海道酪農畜産協会

〒060-0004  
札幌市中央区北4条西1丁目1番地  
北農ビル  
☎ 011(209)8550  
Fax 011(232)8560

#### 北海道大野農業高等学校

〒041-1231  
北斗市向野2丁目26番1号  
☎ 0138(77)8800  
Fax 0138(77)8133

#### 一般社団法人 北海道地域農業研究所

〒060-0806  
札幌市北区北6条西1丁目4番地2  
ファーストプラザビル7階  
☎ 011(757)0022  
Fax 011(757)3111  
HP : <http://www.chiikinouken.or.jp>  
E-mail : office47@chiikinouken.or.jp

# 北の大地を 支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワーク。  
私たちは、農業機械・自動車・燃料などの事業を通じて  
日本の食料基地北海道の営農ライフラインを支えます。

株式会社

**ホクレン油機サービス**

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号  
TEL 011(892)1551 FAX 011(891)1339

- 岩見沢支店／岩見沢市4条東15丁目3番地 0126(22)4421
- 旭川支店／旭川市永山2条13丁目1番28号 0166(48)1181
- 稚内営業所／稚内市声問4丁目26番12号 0162(26)2111
- 網走支店／網走市字呼人382番地 0152(48)2115

## 「豊かな大地を包みつづける」



**ホクレン包材株式会社**

代表取締役社長 時田 明

本 社 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17階  
TEL (011) 222-3401 FAX (011) 222-5394

工 場 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1  
TEL (0164) 32-2490 FAX (0164) 32-3120



芽を息吹く。



笑顔の種が、



## HOKUREN Seeds PROJECT

ホクレンは、「HOKUREN Seeds PROJECT」として社会貢献活動に取り組んでいます。

「Seeds」とは、「支援」「教育」「環境」「振興」「社会的課題の解決」それぞれの活動分野を意味する英語の頭文字から命名し、活動一つ一つがたくさんの笑顔を咲かせる「種(Seed)」であってほしいという願いを込めています。

### Support

- 児童福祉施設への北海道米の寄贈
- ホクレンSS「ラブ&ハート」チャリティキャンペーンなど

### Education

- ホクレン女子陸上競技部による小学生陸上教室
- バーライス工場見学
- 食のセミナーの開催
- 親子料理教室の開催
- 杜の課外授業●劇団四季公演への協賛など

### Ecology

- 北海道日本ハムファイターズとの河川清掃活動(キープクリーンウォーター エコプロジェクト)
- てん菜の3R(リデュース、リユース、リサイクル)など

### Development

- バーライスファン感謝祭の開催
- 石狩市への寄付
- 北海道日本ハムファイターズへのスポンサー
- ホクレン女子陸上競技部の活動
- 札幌交響楽団への協賛
- ホクレングリーンコンサートの開催など

### Social subjects

- 移動販売車「実り恵み号」による買い物支援と見守りサービス等の地域貢献活動など

ホクレン女子陸上競技部の選手が、全道各地の小学校を年5~7回訪問し、走る楽しさを伝えています。

## ホクレン女子陸上競技部 みんなで走ろう! 陸上教室



HOKUREN WOMEN'S RUNNING CLUB



北の大地に歴史を刻んで。

世界へ、明日へ。ホクレン女子陸上競技部。

ホクレン女子陸上競技部は、北海道唯一の実業団陸上競技部。1987年の創部以来、北海道の皆さまの応援を受けて国内外のさまざまな大会に挑戦しています。また、各種ランニングイベントなど開催しています。

さまざまなジャンルの大会やチームに協賛



ホクレン・ディスタンスチャレンジ  
夏に全道各地を転戦し、国内の有力選手が熱い戦いを繰り広げるトラック中長距離競技大会に協賛しています。



少年剣道大会  
子どもたちの心身の健やかな成長を願い、ホクレン旗を提供するなど大会に協力しています。



少年野球大会  
全道各地から勝ち抜いてくる北海道少年軟式野球選手権大会をサポートしています。



北海道日本ハムファイターズ  
北海道に拠点を置く唯一のプロ野球チームをオフィシャルスポンサーとして応援しています。